（毎週月・水・金曜日発行）

青森県報

号外第四十号

平成二十一年五月二十七日（水曜日）

目　次

監査委員

○包括外部監査結果に対する措置の公表……（事務局）…一

監　査　委　員

包括外部監査結果に対する措置の公表

平成17年度、平成18年度及び平成19年度の包括外部監査の結果に基づき、青森県知事及び青森県教育委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第６項の規定により、措置の内容を公表する。

平成21年５月27日

青森県監査委員　泉　山　哲　章
同　元　木　篤　子
同　阿　部　広　悦
同　森　内　之保留

○　平成17年度

監査箇所名	監査項目	監査結果	措置の内容
農産園芸課	野菜価格安定対策事業費補助	社団法人青森県青果物価格安定協会に対して、県の交付準備金の運用益を事務費に充当することは実質的な運用経費の補助であり、県としては承認を与えるべきではない。県としては交付準備金の繰入に充当し、毎年の補助金額の負担を減少させるべきである。 協会としては事務費について積立金で対応すべきであり、収支マイナスの解消は協会の経営努力の問題である。現在の定款は県の負担を増やす内容となっており適当ではない。	協会では、事務費の削減や加入者の負担増など交付準備金の運用益に頼らない運営方法を検討し、事業加入者から資金造成額に応じた一定の割合で事務費負担金を徴収することとした。 また、運用益のすべてを交付準備金の繰入に充当することとした。
漁港漁場整備課	漁港漁場機能高度化事業費補助金	主に次のような理由により、県が管理している県内33ヶ所の第１種漁港は、早期に各所在地の市町村に管理者を変更すべきである。 ①　第１種漁港は、その利用範囲が地元の漁業を主とするものであるため、県が管理する必要性に欠ける。 ②　第１種漁港を県が管理するか否かで、漁港の管理運営コスト及び漁港機能高度化などの設備整備コストの両面で、各市町村間に財政負担の差異が生じており、公平性に欠ける。 ③　第１種漁港は、小さな地区単位での地元密着型の漁港といえるものであり、県が管理するよりは各市町村で管理したほうが効率的で効果的な管理ができるはずであり、全体でみてもコスト削減等が期待できる。 ④　受益者がかなり限定された漁港でありながら、県が管理を継続し、そのコストを負担し続けるのは、事業の公共性といった面から疑問がある。 ⑤　昭和50年以前の当該市町村の財政状態を基に協議した結果が長い間継続されてきたことを考えると、現在の各市町村の財政状態の悪化程度等と合致していない。	第１種漁港のうち、県が管理している33漁港については、順次、漁港ごとに漁港移管協議会を設置し、地元市町村との協議を行った上で移管の覚書を締結し、国の承認を得て地元市町村に移管することとした。

○　平成18年度分

監査箇所名	監査項目	監査結果	措置の内容
商工政策課	青森県信用保証協会補助金	［予備手続の確認印について］ 各種資産負債の期末残高と原始証憑との現物を照合した事実を第三者が検証できるように確認印を押すなど証跡を残し保存しておくことが望ましい。	平成19年度決算から、各種資産負債の期末残高と原始証憑との現物を照合した際に、確認印を押すこととした。
		［制度融資の意義の見直しと利用促進に向けて］ 制度融資の利用率の著しい低下等が見られる現状を見ると、制度融資の意義そのものを見直す時期に来ていると思われる。もっとメニューを簡素化し、実際に資金需要のあるものに整理統合するとともに、制度融資の対象として相応しい企業を積極的に発掘し制度の利用を促進していくことも重要である。	県単特別保証融資制度は、制度を大幅に見直し、融資対象の整理統合、メニューの大括り化・簡素化により使い勝手の向上を図るとともに、中小企業のニーズに応じた制度として新たに2つの資金制度を創設、さらには事業再生に関連した制度の拡充を行って平成20年度より実施している。 また、制度の利用促進に向けて、例年行ってきた説明会や研修会でのＰＲや商工団体等の機関誌への掲載等に加え、県融資制度を希望する中小企業者が金融機関に融資を申し込む際にスムーズに審査に入ることができるように申込整理票を作成するとともに、公的金融施策を一元的に取りまとめ、ホームページ等を活用して中小企業者等に情報提供を行う等の取組を行い、融資制度の更なる周知徹底を図っている。
		［民間金融機関とのリスク分担について］ 民間金融機関と比較して県信用保証協会すなわち公的機関側のリスク負担が過重になりすぎていると感じられる。平成17年６月に、中小企業政策審議会基本政策部会により「信用補完制度のあり方に関する取りまとめ」が公表されており、現在の100％保証ではなく、金融機関に一部の責任を負担させる制度（部分保証制度又は負担金方式）が提言されている。地方公共団体の制度融資についても、この制度の導入が検討されており、県としては、このような動きを踏まえ、民間金融機関と適切にリスクを分担する方法について早急に検討を進めることが望まれる。	平成19年度より責任共有制度が導入され、県信用保証協会による保証割合を80％とし、残る20％は金融機関がリスク負担することとなった。それに伴って、県の制度融資の保証料率を引き下げるなどの見直しを実施した。
小規模事業経営支援事業費補助金		［補助対象事業費の範囲について］ 本補助金に係る補助対象経費については、その範囲について適正でないと考えられるものが見られるため、それらの見直しが必要である。	車両購入費について、指導用・広報用別々の補助の対象としていたものを、区別なく補助対象とした。 また、青年部・女性部活動推進費の旅費補助について、参加人数の見直しを検討し、一商工会議所当たりの補助対象人員を２名までとした。
青森県商工会連合会活動運営費補助金		［補助対象経費の範囲について］ 小規模事業対策特別推進事業について、交付要綱上は補助対象経費に該当するが、補助を行うことについては妥当性に疑問が残るものがある。	小規模事業対策特別推進事業のうち、常勤役員設置費については、事業区分として名称が残っているものの、商工会連合会が全額負担していることから、平成20年度より、補助対象経費項目から除外した。
		［商工会連合会の決算書について］ 財政調整引当金は利益留保性の引当金であり、実態は積立金である。商工会連合会には県の補助金が交付	平成20年度は平成19年度比で約33％補助金を削減した。また、当該補助金については毎年度削減傾向にあり、平成16年

		されており、利益留保性引当金を計上する余裕のある団体である事実について県は十分認識し、次年度以降の補助金の削減を検討するべきである。	度比で、約51％まで補助金の削減をしている。
	青森県中小企業団体中央会補助金	［実績報告書の様式について］ 平成17年度に国、県から交付された補助金総額166,044千円がどのように使われたかを一覧性を持って明瞭かつ容易に分かる文書がなかった。これは県が交付要綱の中でそのような文書を様式の中の構成文書の一つとして求めていないことに起因する。実績報告書の様式を考案する際には、個別の支出明細の合計が最終的に補助金額に結び付くような誰が見ても分かりやすい一覧性のあるフォームを加え、その項目を個別に説明する様式の体系にすべきである。	平成20年４月21日に「平成20年度青森県中小企業団体中央会補助金交付要綱」を作成し、実績報告書の様式を変更した。 新しい実績報告書は、「補助金実績明細」と「事業内容明細」を統合し、個別の支出明細の合計が最終的に補助金額に結び付くようにした。
	小規模企業者等設備資金貸付金	［不納欠損処理について］ 本設備近代化資金の収入未済額が60,575千円の多額になっており、回収を促進するべきである。 監査の結果、会社倒産のみならず代表者及び保証人とも連絡すら取れない状況になっている相手先が22先にも上っており、債権の回収に重大な懸念が内在していることが明らかになった。適切な事務手続を行った上で、回収不能と認められる債権については不納欠損処理を行うべきである。	平成19年度に回収不能と見込まれた債権について不納欠損処分を行った。 この結果、平成18年度末収入未済残額59,872千円に対して、平成19年度末収入未済残額は47,752千円となっている。 残る収入未済額については、今後も一層の回収に努めるとともに、回収不能と見込まれる債権については引き続き不納欠損処分の手続を進めていくこととする。
		［債権管理事務の実効性］ 未納状態が生じた時点で適切な回収業務が行われなかったなど過去の不十分な事務執行の結果、多額の管理コストが現在において生じている状況は改善する必要がある。不納欠損処理するためには、回収不能を確定するためにかなりの事務コストがかかることは確かである。しかし、それでもなお、後世に上述のような不良債権を残すことによる事務管理コストと比較すれば、安いものと判断する。	平成19年度は、回収不能と見込まれた債権について不納欠損処分を行ったところであり、今後も回収に努めながら、回収不能と見込まれる債権については引き続き不納欠損処分の手続を進めていくこととする。 また、平成19年度には債権分類や処理方針を定めた「小規模企業者等設備導入資金特別会計に係る貸付金の債権管理指針」を策定するなど、併せて債権管理事務の強化を図った。
工業振興課	環境・エネルギー関連技術開発補助金	［審査の実効性について］ 審査時に研究開発の実施可能性という観点から審査を行うべきである。本補助金制度は、研究の成果や結果に対する評価を基準に交付するものではなく、研究が満足にできなかったとしても、研究を行った事実により補助金が交付されてしまう可能性がある。そのようなことを未然防止するために、研究の実施体制に関する審査は的確に行う必要がある。	補助金交付申請書の添付書類である補助事業計画書において、技術開発事業の社内管理体制や実施体制等を説明する項目を新たに設け、公募申請者に記載させた。また、公募申請案件への補助金交付の妥当性を認定する「青森県環境・エネルギー技術開発事業計画認定委員会」では、審査基準として「実現可能性は高いか」「開発体制は十分か、将来の企業化（事業化）は見込めるか」という観点を含めて審査を行った。また、大学との連携状況の確認、連携先となり得る公設試験研究機関の紹介を行い、補助事業者において円滑に事業が実施されるよう図った。
	青森県発電用施設等所在市町村等企業導入促進資金	［利用の低迷について］ 平成17年度末の基金残高は601,421千円となっている。資金が有効に貸出されることなく、基金として眠っている状況と言わざるを得ない。実際、新規の貸付は平成14年度以降全くない状況である。基金の有効利用の観点から他用途への転換を含めた見直しが必要ではないかと考える。本基金を	低利融資制度について、企業の立地ニーズ等を踏まえ、平成20年度から、貸付金に係る償還期間を10年から15年に延長する等条件の改善措置を講じた。 なお、平成19年度と平成20年度には、それぞれ１件ではあるが、新たな貸付を

		他用途に使用することについては、国の承認が必要と思われるが、同様の問題を抱える他の地方公共団体とも連携を図ることにより、国に対して積極的に働きかけていく必要があると思われる。 「税制面での優遇」、「補助金制度」、「低利融資制度」の三位一体の優遇措置に加え、人材、自然、ソフト面等での優位性をアピールし、企業の立地促進政策が求められる。また、産業連関表を用いた分析結果を県が市町村に提示するなどして、企業誘致の経済効果を目に見える形で紹介し、企業誘致に対する市町村のインセンティブを刺激し、企業立地促進につなげることも方法の一つであると考える。	行った。 また、市町村においても、企業立地の重要性を認識しており、県の施策に連動し補助制度の新設・拡大を図るなど優遇制度の充実を進めている。				
新産業創造課	熟成シーズ活用産学官共同研究事業委託費	［委託費の実績報告と物品管理］ 委託研究にかかる間接経費については、先方と事前に協議して、契約以前に間接経費の免除の承認を取っておくか、あるいは、間接経費を認めるのであれば、契約書上に委託費には間接経費が含まれる旨の記載をしておくべきと考える。また、本委託費で受託者側が設備の購入をした場合、その所有権は県にあるという契約になっているにもかかわらず、県の物品台帳には記載がない。県としては、その設備を把握し、受託者側で無償使用していることを管理していく必要があるので、台帳に記載するとともに、当該物品に県の所有物であるシールを貼るなど、今後の実在性をチェックができるような所定の事務を実施する必要がある。	本事業の受託者が購入した設備については、備品供用票へ記載し、備品シールを貼付した。今後も県の所有物として適切に管理を行っていくこととする。 なお、当該事業は既に終了しているが、他事業における業務委託等において同様のケースがないよう、業務委託前に相手方と密に協議を行うとともに、契約後取決めのない不測の事柄が生じた際には、必要に応じて変更契約の処理を行うこととした。				
財団法人21あおもり産業総合支援センター	設備貸与事業会計	［人件費の計上について］ センターにおいては、決算時に各会計の収支尻をゼロとするために、会計間の人件費の付け替えが行われている。このような振替の結果、決算書上の各会計で計上されている人件費は実態を適切に表わさなくなっているばかりか、会計間の不要な取引の仕訳や資金の授受による事務コストを発生させている。 以上は、新公益法人会計基準でも認められるものではないため、次期以降このような取扱を改める必要がある。	平成19年度より内部取引を行わないこととした。				
		［アンケート調査について］ 前年に設備貸与が行われた案件については、割賦・リース設備利用状況報告書（アンケート票）を送付し、その利用状況を報告させることとしている。この結果は県を経由して、東北経済産業局に報告される。 但し、割賦・リース契約書上には、利用者は利用状況の報告義務はないが、契約書上、割賦設備等を契約の目的以外の目的に使用した場合は、期限前返済を行うこととなっているため、本来は、１年に１回はこの種の調査を実施すべきと考えられる。 回答からは、本来、民間リース会社を利用できない対象者が利用するべき制度であるにも拘らず、単に「金利が安いから」或いは「要件が緩和されたから」設備貸与制度を利用するといったように、センターと民間リース会社との役割分担が利用者に必ずしも理解されていない様子が伺われた。このような場合についてもセンターは制度の趣旨を説明する等、指導を強化することが必要と思われる。	「資金貸付及び割賦（リース）設備利用状況報告書」は、割賦販売契約及びリース契約の「報告・調査」の各条項に基づいて、毎年度６月、貸与残額のあるすべての貸与先に依頼しているが、回収した調査結果のフォロー・アップが不十分となっていた。 このため、平成19年度からは、これらの調査結果を踏まえつつ、事後訪問（事後調査）の際、再度利用状況等を確認し、必要に応じて制度の趣旨説明を行うなど、適切な指導を行っている。				
		［債権管理のルール化及びシステム化（機械類貸与、	平成19年度末までにパソコンを利用し				

		設備資金貸付事業共通）］ 正常分と延滞分を含めた貸与先毎の総債権残高や、割賦、リース合計の総債権残高もシステム上で集計されていない。このような状態であると、貸与先が倒産するなど債権の回収ができなくなった場合に、総額でいくらの損失が生じるのかということがすぐに把握できない恐れがあるため、債権の管理体制として不十分である。債権管理を早急にシステム化することが望ましいが、システムが導入されるまでは、少なくとも表計算ソフトにより、貸与先毎の債権額及びリース設備の額を集計しておく必要があると考える。	た簡易な債権管理システム（設備貸与事業、機械類貸与事業及び設備資金貸付事業）を構築し、各事業ごと、貸与先ごと及び個別債権ごとに情報を管理し、債権管理に努めている。			センターは、規程に準拠した必要十分な査定を行った上で貸倒引当金の見積額を算定し、実態を反映した適正な債権評価を行うとともに、真実な会計処理をする必要がある。 以上のようにセンターにおける試算に不備があるため、独自に設備貸与事業における貸倒引当金の要引当額を試算した結果、必要額は約522百万円と試算され、引当金計上不足額は412百万円と見積もられた。 また、リース資産についても、事故が明確となった物件については処分損失見込額に対して引当金を計上するべきである。加えて、事故の発生していないリース物件についても処分損失の発生率を実績により見積もって引当金を計上するべきである。試算の結果、リース資産処分損失引当金の必要額は約45百万円と見積もられた。	406,444千円、機械類貸与事業255,590千円）と算定した。	
		［貸倒引当金必要額の把握］ センターでは、貸倒引当金の必要額の試算を行っているが、以下の点で不備があり、真実の値を把握できていない。 (i) 債権を第Ⅰ分類から第Ⅳ分類までに分類しているが、その根拠が不明瞭である。 (ii) 延滞債権は、中小企業金融公庫の保険でその損失の50%が補填されるが、それを理由に、各分類の貸倒引当率から50%を控除して計算している。したがって、50%以下の貸倒引当率である第Ⅰ分類（２%）と第Ⅱ分類（20%）については、貸倒引当金を計上していない。正しくは、50%を控除した残高に分類債権ごとの貸倒引当率を乗じなければならない。 (iii) 延滞が発生しても期日未到来であれば正常債権として扱っている。 (iv) 債務者区分を行わずに債権分類を行っている。 (v) 売却設備に対して引当金を計上していない。	平成18年度に「設備貸与事業・機械類貸与事業・設備資金貸付事業に係る債権管理規程」（平成19年３月30日）を整備し、「債務者区分」、「債権分類」及び「貸倒引当金」の判断基準並びに算定基準等の明確化と決算書類の徴求等について規定し、貸倒引当金の必要額を適切に算定できるように整備した。 また、同管理規程に基づき、平成18年度末及び平成19年度末における全債権について、貸倒引当金の必要額を算定した。 この結果、貸与事業に係る貸倒引当金（貸倒償却後）の必要額は、平成18年度末622,847千円（設備貸与事業422,020千円、機械類貸与事業200,827千円）、平成19年度末662,034千円（設備貸与事業			［貸与原資金及び貸与原資準備金の会計処理について］ 設備貸与事業会計では、貸与協会の経理処理例に従って、自己資金を貸与原資として繰り入れる場合、以下のような仕訳が行われている。 剰余金を貸与枠に組入：貸与原資準備金繰入（支出）／貸与原資準備金（正味財産） 貸付実行：貸与原資準備金（正味財産）／貸与原資金（正味財産） 貸付償還：貸与原資金（正味財産）／貸与原資準備金（正味財産） 上記の会計処理は、正味財産のうち、貸付原資として拘束される額を備忘的に記録するための会計処理と推測されるが、センターで統一的な会計処理がなされていないことから、現時点	理事会の承認を得て貸与原資準備金の取崩しを行い、貸倒引当金への繰入れ処理を行った。	

		ではあまり意味を持っていない。 センターとしては、公益法人会計基準等に準拠した統一的な会計処理を行う必要がある。 なお、センターとして、この貸与原資準備金を貸倒引当金に充当することも検討しているとのことであるが、正味財産に帰属する利益留保性の準備金と負債性引当金とは全く性格が異なる。従って貸倒引当金に充当する場合は、単に科目を振り替えるだけではなく、組織として正式な意思決定を行うことが必要である。		
	機械類貸与事業会計	［事業計画書の審査について］ 割賦事業・リース事業いずれについても対象設備は、「生産技術及びその事業の生産性の向上に著しく寄与するもの」という要件が付されている。 この抽象的な要件がクリアされているかを実際に検討する際には、設備投資助成審査委員会に提出する設備投資審査調書の中で３年程度の簡略的な経営計画を示す損益計算書を作成し、付加価値の伸び率を計算している。 しかし、この計算の実態は、他の要素等で採択がほぼ確実な相手先について、経営者からヒアリングをして、条件を満たすような計算結果が出るように算出されたものである。 これについてはセンター自体が単なる数字合わせで生産的作業ではないとの認識を持っており、職員の労力の無駄と考えている。また、採択された後に、この経営成績の見込みを事後的に検証することはない。 しかし、付加価値の向上率を見込むことは法律上要求されており省略できない。	平成18年度以降、新たに債権回収に問題の発生した先（経営計画策定期間が３年間を超える場合及び一過性の延滞先を除いた、平成18年度発生分２先及び平成19年度発生分２先）を対象として、付加価値の向上率に係る事後検証を行い、経営計画の未達成要因を確認した。 また、平成20年度以降についても、新たに債権回収に問題が発生した先については、事後検証し、今後ともノウハウやデータの集積に努めることとしている。	従って、せめて債権回収に問題の発生した相手先については、貸出時に作成したこの経営計画の見込みの中で何が問題であったのか等の事後的検証をするなどして、少しでもノウハウやデータの集積に努めることが必要である。	
			平成18年度に「設備貸与事業・機械類貸与事業・設備資金貸付事業に係る債権管理規程」（平成19年３月30日）を整備し、「債務者区分」、「債権分類」及び「貸倒引当金」の判断基準並びに算定基準等の明確化と決算書類の徴求等について規定し、貸倒引当金の必要額を適切に算定できるように整備した。 また、同管理規程に基づき、平成18年度末及び平成19年度末における全債権について、貸倒引当金の必要額を算定した。 この結果、貸与事業に係る貸倒引当金（貸倒償却後）の必要額は、平成18年度末622,847千円（設備貸与事業422,020千円、機械類貸与事業200,827千円）、平成19年度末662,034千円（設備貸与事業406,444千円、機械類貸与事業255,590千円）と算定した。	［貸倒引当金必要額の把握］ センターでは、貸倒引当金の必要額の試算を行っているが、以下の点で不備があり、真実の値を把握できていない。 (i) 債権を第Ⅰ分類から第Ⅳ分類までに分類しているが、その根拠が不明瞭である。 (ii) 延滞債権は、中小企業金融公庫の保険でその損失の50%が補填されるが、それを理由に各分類の貸倒引当率から50%を控除して計算している。したがって50%以下の貸倒引当率である第Ⅰ分類（２%）と第Ⅱ分類（20%）については、貸倒引当金を計上していない。正しくは、50%を控除した残高に分類債権ごとの貸倒引当率を乗じなければならない。 (iii) 延滞が発生しても期日未到来であれば正常債権として扱っている。 (iv) 債務者区分を行わずに債権分類を行っている。 (v) 売却設備に対して引当金を計上していない。 センターは、規程に準拠した必要十分な査定を行った上で貸倒引当金の見積額を算定し、実態を反映した適正な債権評価を行うとともに、真実な会計処理をする必要がある。 以上のようにセンターにおける試算に不備があるため、独自に機械類貸与事業における貸倒引当金の要引当額を試算した。その結果、

	必要額は約237百万円と試算され、引当金計上不足額は187百万円と見積もられた。 　また、リース資産勘定についても事故が明確となった物件については処分損失見込額に対して引当金を計上するべきである。加えて、事故の発生していないリース物件についても処分損失の発生率を実績により見積もって引当金を計上するべきである（勘定科目は「リース資産処分損失引当金」）。試算の結果、リース資産処分損失引当金の必要額（＝計上不足額）は約12百万円と試算された。		
オーダーメード型貸工場事業会計	［青色申告の承認申請書の提出遅延による欠損金の繰越控除の機会喪失について］ 　青色申告の承認申請書の提出遅延に伴い、平成13年度・平成14年度は白色申告法人となり、複式簿記等の要件を満たしていたにもかかわらず、青色申告法人の税法上の特典である欠損金の繰越控除（平成13年度欠損金額△67,912千円・平成14年度欠損金△11,952千円）の機会を逸した。この重大な手続上の瑕疵により、納税資金約24,000千円がセンターから失われたことになる。センターにおいては、民間会社では厳しく責任を問われるであろうこの重大な手続上の瑕疵につき、所管課への報告や責任の所在を明らかにすることも当時なされなかった。公益法人であるからといって許されることではなく、事業実施にあたっては、善良な管理者としての注意をもって行い（善管注意義務）、問題があれば速やかに所管課への報告がなされる体制を整備すべきである。	万が一問題が発生した場合に備え、平成20年度より速やかに所管課に報告する体制を整備した。
	［前期損益修正損の内容及び税務上の損金性について］ 　平成17年度決算における前期損益修正損73,738千円の内容は、平成13年度の税務申告上73,738千円の割賦設備の元金部分を誤って収入計上したことによる過年度決算の修正損である。確定決算書上このような多額の前期損益修正損を計上することについては、過去の会計処理が適正でなかったことを起因として本年度の期間損益を歪める不適切な事象であり、発生原因の十分な究明と改善措置が必要であると考える。また、青色申告承認申請書の提出の遅延によって平成13年度は白色申告事業者であったことから繰越損失は切捨てられており、その損益修正損を平成17年度の税務申告において損金算入できるかどうかについては、高い税務リスクが存在するものと考えられる。仮に税務上の損金性が否認された場合には、約22,000千円の法人税等が課せられることになる。さらに加算税等が課せられるとすれば、センターにとって重大な資金流出を招く。センターの収益事業は公益事業を実施するための財源として経営上重要な事業であるため、本事業の運営に当たっては会計処理の適正性・継続性に加えて、法人税法等の税務上の取扱いについても十分な理解と慎重な取扱いが必要である。	再発防止のため、申告書の作成は公認会計士に依頼し、申告書の確認は当センター及び税理士である当センターの幹事がチェックすることとした。
	［人件費について］ 　人件費について、平成13年度及び平成14年度については1.5人分（総務課・設備投資支援課３人分×ほぼ50％分）を人件費計上していた。平成15年度については2.5人分（設備・投資育成グループ２人分×100％及び１人分×50％）を人件費として計上していた。平	平成20年度より事業開始時に策定した収支計画に基づき人件費を支出することとした。

	業の今期収支は△21,976千円となっており、明らかに適正な事業別収支を歪めている。	
情報化基盤整備事業会計	［人件費の内部取引］ 本事業に従事する職員の人件費相当額をビジネスサポートセンター運営事業会計が負担している。同一法人間における事業部間の資金移動であるにもかかわらず、決算書ではこの負担額を未収金として計上している。このような実態を伴わない費用の会計間の付替えは適切でない上、法人全体の決算書上でも未収入金という勘定科目が計上されたままになっているのは不適切である。	平成19年度より内部取引を行わないこととした。
債務保証事業会計	［債務保証基金と代位弁済引当金］ 債務保証事業会計には、正味財産の部に債務保証基金106,000千円、負債の部に39,433千円の代位弁済引当金が計上されている。これらの基金の造成や代位弁済引当金の計上については、何ら取り決めや規定等の明文はない。この事業は旧財団法人青森テクノポリス開発機構から継承されたが、これらの科目も旧法人からそのまま受け継いだものと考えられる。 実質的に事業を所管している県によると、本事業の主管省庁であった旧通商産業省からの指導により当該基金を他の基金と統合することが禁じられており、設定時の趣旨からして、本事業終了後、当該基金は当然のことながら、その運用益で形成された代位弁済引当金についても出捐者に対して返還されなければならないとのことである。 このようにセンターが実質的に支配できない基金や引当金の原資を、センター	106,000千円のうち、国庫対応分(7,830千円）を除いた98,170千円を取崩しし、平成19年８月に技術振興事業会計に繰入れした。 また、代位弁済引当金（39,433千円）については、平成18年度に全額取崩しし、必要額（11,166千円）を繰入れした。なお、代位弁済引当金の対象先は、平成18年度に代位弁済を履行(損失が確定）した１企業であり、損失発生相当額に対応した適切な金額を計上した。

	成16年度・平成17年度について２人分（設備投資課１人分×100％、設備投資課課長１人分×50％及び総務課課長１人分×50％）の人件費を計上している。平成18年度からは、2.5人分(設備投資課１人分×100％、設備投資課課長１人分×100％及び総務課課長１人分×50％）の予定であると聞いている。人件費金額は、平成13年度11,644千円だったものが、平成17年度では20,279千円にのぼり、当初に比して大幅な増加傾向にある。人件費配賦の基準について一貫性・継続性がみられないこと、また、業務量からすれば現在はオーダーメイド型貸工場事業は償還業務のみを行っており業務量を反映した適正な配賦基準に従っているとは到底考えられない。 事業に従事する実態を反映しない人件費の計上は、適正な事業収支把握を歪めるばかりか、オーダーメイド型貸工場事業に関しては収益事業であるため、恣意的あるいは不適切な人件費配賦は課税所得を不当に圧縮することにつながり、税務上も問題となりやすい点である。業務量を反映した人件費の配賦基準について、十分検討する必要がある。	
	［みなし寄付金について］ 平成17年度18,640千円を一般会計区分である設備貸与事業にみなし寄付している。法人税計算における平成17年度の寄付金損金算入限度額（寄付金支出前の所得金額×20／100）は、2,753千円である。節税の観点からこの限度額を目安にみなし寄付金を行うことは許容できるが、これを超えるみなし寄付金は意味があるとは思われない。この結果、オーダーメイド型貸工場事	平成19年度の決算より、寄付金損金算入限度額の範囲内でみなし寄付金を計上することとした。

	で転貸している。無償の理由としては、本事業が県の中小企業育成政策の一貫を担う事業であるからとのことである。 今後は、当事業の収支も考慮して無償貸与が適切かどうかを見直し、変更契約を結ぶか、契約を変更しない場合であっても条件を再度確認して、契約書を再作成することが必要と思われる。	
	［勘定科目について］ 利用料収入及び賛助会費については、決算書上計上されている額とビジネスサポートセンターで記録している収入明細とを突合するような確認手続がこれまで採られていなかった。収入に係る証憑類や入金額を確認の上、決算上適正な収益を計上することが必要である。 また、賛助会費は全会員に対して請求を行っているが、支払われなかった場合には督促も行わない。事実上寄付金的な存在となっている。センターとしては、会費なのか寄付なのか、この位置付けを明確にするべきである。会費と位置付けるのであれば、会計上も期間に応じて収益計上することが必要である。また、現在のような事態を放置することは、会員間の公平性を損なうものであるから、一定期間納付しなかった会員は翌期には会員の地位を喪失させるなどの取り決めを明確化するべきである。	利用料及び賛助会費については、入金伝票を起票している総務課と収入明細を記録しているビジネスサポートセンターとの間で入金の確認手続を取ることとした。 また、賛助会費は、納入については任意であることから、当センターとしては寄付金的なものとして位置付けている。 しかしながら、会員間の公平性を確保するため、「青森県ビジネスサポートセンター賛助会員基準及び賛助会費等に関する規程」を改正し、第５条において、「賛助会員は会費の納入をもって各特典を得られるものとし、会費未納入のものにあっては、その資格を喪失するものとする。」と定めた。
退職給与引当金会計	［決算報告書の表示について］ 決算報告書において「退職給与引当金収入」と「退職給与積立繰入」の勘定科目が11,483千円の同額で表示されている。合算した決算報告書においては、セン	平成19年度決算報告書より、総括表にてセンターの内部取引分を相殺した。

	の資産として計上すること自体が適切であったのかどうかについては疑問であるが、それらに係る取り決め等が上述のように明文化されていないため、現時点では判断が難しい。 いずれにしても、当該事業の社会経済的な意義が薄れてきている現段階で、出捐者等の利害関係者と早急に調整を行い、今後、基金や引当金の原資をどのように返還すべきかについて合意を形成して明文化しておくべきである。 なお、代位弁済引当金は計上基準が明確でなく、利益留保として計上されてきた経緯から、新公益法人会計基準上認められるものではない。従って、合理的に見積られる損失発生額を超える金額については、早急に返還の手続を取り、預り金等に振り替える等の措置が必要である。	
創造的企業創出支援事業会計	［債権管理について］ 当該事業のセンター担当者は１人であるためか、情報は間接的に地元ベンチャーキャピタルから得られるものの、実質的な債権者としての管理が不十分である様子が伺われた。財政状態の最新情報は常に入手しておくことは債権者として当然であるし、債務者に不利な現象が生じている場合は、訪問等を行い、その原因の調査とともに将来の見通し等の説明を受けておく必要がある。	本制度の対象企業３社について、ベンチャーキャピタルを通じて経営状況の情報を入手したほか、対象企業を直接訪問し、直近の決算書を入手して経営状況の確認を行った。今後も本制度の対象企業については、毎年度事後訪問を実施し、直近の決算書を入手の上、経営状況の確認を行うこととした。
ビジネスサポートセンター運営事業会計	［建物賃貸借契約書について］ 東京ビジネスサポートセンターは、東京の住友生命八重洲ビル５階の一角にある。当該建物の使用部分については、県が所有者との間で賃貸借契約書を締結し、その一部をセンターに無償	県では、センターとの使用貸借契約について、事業目的等に照らし再検討した結果、従前と同様に無償貸与とすることとし、契約書を再度作成した。

		ター内部取引は相殺して0円表示するのが適正である。	

○　平成19年度分

監査項目	監査箇所名	監査結果	措置の内容
校舎等建築事業（特殊教育諸学校）	三八地域県民局地域整備部	［変更契約の指示について］ 設計変更事務については「設計変更に伴う契約変更事務取扱要領」（昭和60年５月27日付け青監第336号）によって取扱いが定められており、同要領第4条には「設計変更は、その必要が生じた都度、～内容を掌握し、～内容が予算の範囲内であることを確認した上、～指示票により行う」と規定され、指示票のない設計変更工事の開始を認めていない。 確認した結果、監督員が、毎週１回行われる関係者の定期協議の打合せ議事録を指示票に代わるものと判断して、工期末近くにまとめて指示票を作成したことが明らかとなった。また、本工事のような金額的に大きな工事については、学校施設課の了承の下で内容変更が行われているが、工事現場レベルにおける内容変更の事務手続きの件では、ルールに基づいていないことは明白である。工事期間中の関係者との協議の過程で必要となった変更工事等については、工事依頼元と執行先との設計変更に関わる実態認識を共有し、ルールを遵守した手続きにより、適時に適正な事務が行われなければならないと考える。	建築住宅課では、各地域県民局地域整備部に対し、「設計変更に伴う契約変更事務取扱要領」（昭和60年５月27日付け青監第336号）に基づく適時・適切な指示票の交付など、契約事務の適正執行の徹底を指示した。
広報広聴活動の推進事業	教育政策課	［予定価格の適正な算定について］ 「教育広報あおもりけん」の作成委託契約の入札にあたり、県が算定した予定価格は実際の落札価格の２倍以上の数字であった。 幸いにも低価格入札者がいたことで、他の広報誌も製作できることになったとも思えないことから、広報誌別の予定価格と事業予算とがリンクしていないことも想像できるところである。 今後は実際の予定価格をベースにした事業費予算の設定が求められるとともに、この事業費実績は翌年度以降の予算作成にあたって重要な情報としなければならないと考える。	平成18年度入札時の予定価格と落札価格との間に大きく開きがあったことから、平成19年度予算の積算に当たっては、前年度の事業費実績を踏まえて、積算単価の見直し・減額を行った。 今後も、入札・落札額の推移からその傾向を見定め、さらに予定価格の見直しを図り、適正な予算作成を進めていく。
緊急耐震対策事業	学校施設課	［他事業費の同一節間の予算流用について］ 緊急耐震対策事業、校舎等建設事業、用地造成事業、大規模改修事業はそれぞれ別事業であり別個に予算を確保しているが、緊急耐震対策で予算をオーバーした場合には他事業の予算を使うことで、４つの事業合算で帳尻を合わせている。このような事業間の予算流用は、事業別予算を編成していることの意義や効果を薄めることとなり、好ましいことではない。 予算不足が生じた場合の付替え財源を確保するため、いずれかの事業の予算を多く見込んで要求する行為が今後発生しかねない。現状では、予算要求に見合った予算執行が適切に行われているとは言い難い状況にあり、予算を事業間で流用していることについて改善が必要である。	入札執行残額や多額の不用額が生じた場合で、工事の進行中に生じる予算の過不足に対応する必要が生じた際には、関係課と適宜、減額補正、年度途中の追加事項、及び変更事項等への対応について協議を行うこととし、予算執行の透明性を確保することとした。
校舎等建築事業	学校施設課	［他事業費の同一節間の予算流用について］ 内容は、「緊急耐震対策事業」の［他事業費の同一節間の予算流用について］と同様である。	入札執行残額や多額の不用額が生じた場合で、工事の進行中に生じる予算の過不足に対応する必要が生じた際には、関係課と適宜、減額補正、年度途中の追加事項、及び変更事項等への対応について

			協議を行うこととし、透明性のある予算執行とすることとした。
用地造成整備事業	学校施設課	［他事業費の同一節間の予算流用について］ 内容は、「緊急耐震対策事業」の［他事業費の同一節間の予算流用について］と同様である。	入札執行残額や多額の不用額が生じた場合で、工事の進行中に生じる予算の過不足に対応する必要が生じた際には、関係課と適宜、減額補正、年度途中の追加事項、及び変更事項等への対応について協議を行うこととし、予算執行の透明性を確保することとした。
大規模改修事業	学校施設課	［他事業費の同一節間の予算流用について］ 内容は、「緊急耐震対策事業」の［他事業費の同一節間の予算流用について］と同様である。	入札執行残額や多額の不用額が生じた場合で、工事の進行中に生じる予算の過不足に対応する必要が生じた際には、関係課と適宜、減額補正、年度途中の追加事項、及び変更事項等への対応について協議を行うこととし、予算執行の透明性を確保することとした。
産業教育設備整備事業	学校施設課	［パソコンの整備購入予算及び管理について］ 県では、生徒40名（１クラス）と教師１名との合わせて41台分を基本としてパソコンの整備計画をたてているが、各高校では計画通りの台数を配備しているわけではなく、学校施設課でも各校の正確なパソコン整備台数を管理していない状況にある。 計画変更があるパソコン整備については、金額及び台数につき伺い書類等を各高校から徴収して承認するようにし、学校施設課でも正確なパソコン台数・リース料単価等を把握・管理していく必要がある。	各高校のコンピュータ整備台数について調査を実施し、各高校の整備台数を学校施設課において一元管理することとした。 また、今後整備する高校で、諸般の事情により１学級当たりの生徒数以上にコンピュータを整備する場合は、各高校から理由書等を聴取し、内容の確認を行い承認することとした。
		［事業別実績について（三本木農業高校）］ 当初令達額と実際執行額の差額は減額令達になっているが、他事業の減額令達と合わせて行われていた。このため他事業の減額令達額分だけ、本事業の実績額が過少に集計されている。本来は、事業別に予算組みされ、事業別に決算報告されるべきであるから、この場合も事業別に減額令達をするのが望ましい執行事務だと考える。	適切な執行管理ができるよう、今後は各学校の執行状況を把握し、適宜事業ごとに減額令達等を行うこととした。
教育用コンピュータ整備事業	学校施設課	［パソコンの整備購入予算及び台数管理について］ 県では、生徒40名（１クラス）と教師１名の合わせて41台分を基本としてパソコンの整備計画をたてているが、各高校では計画通りの台数を配備しているわけではなく、学校施設課でも各校の正確なパソコン整備台数を管理していない状況にある。 計画変更があるパソコン整備については、金額及び台数につき伺い書類を各高校から徴収して承認するようにし、学校施設課でも正確なパソコン台数・リース料単価等を把握・管理していく必要があろう。	各高校のコンピュータ整備台数について調査を実施し、各高校の整備台数を学校施設課において一元管理することとした。 また、今後整備する高校で、諸般の事情により１学級当たりの生徒数以上にコンピュータを整備する場合は、各高校から理由書等を徴取し、内容の確認を行い承認することとした。
理科教育等設備整備	学校施設課	［学校教育設備整備費等補助金の実績報告書の記載誤りについて］ 学校教育設備整備費等補助金実績報告書（理科教育等設備整備費補助）について、学校事業別内訳の基準数量が平成18年度に改正になっているにもかかわらず、旧基準等により誤った記載をしているものが７校、記載漏れしているもの１校があった。高校では正確な基準数量を記載するよう留意し、県も高校に対して基準の改正を周知徹底し、国への提出前には基準数量等の実績報告書の確認作業を行	平成19年度実績報告書提出時に基準数量等の確認を十分に行った。今後、基準の改正等があった場合には、速やかに周知徹底を図ることとした。

		う必要がある。	
		［理科設備台帳の未整備と現物数量の不一致について（三沢高校）］ 学校が提出する整備実績報告書の基準数量の欄について、平成18年度から基準数量が変更になっているにもかかわらず、平成17年度の数量で記載して提出されていた。更に理科整備台帳の数量記入の繰越作業が遅れており、正確な記載を確認できなかった。加えて、担当教諭の管理下にある顕微鏡は台帳上の数量をかなり上回る実数であることが明らかとなった。耐用年数の如何にかかわらず、実数が台帳上の数量に一致しなければ、台帳管理していることが無意味となるため、速やかに実数把握を行い、実効ある備品管理を行うべきである。	三沢高校では、速やかに現有数量と台帳の突合確認を行い、整備を行った。 また、学校施設課では、補助金の交付要綱に沿った事務処理を行うよう周知した。
		［事業別の減額令達について（三本木農業高校）］ 当初令達額と実際執行額の差額は減額令達になっているが、他事業の減額令達と合わせて行われていた。このため他事業の減額令達額分だけ、本事業の実績額が過少に集計されている。本来は、事業別に予算組みされ、事業別に決算報告されるべきであるから、この場合も事業別に減額令達をするのが望ましい執行事務だと考える。	適切な執行管理ができるよう、今後は各学校の執行状況を把握し、適宜事業ごとに減額令達等を行うこととした。
学習指導用ソフトウエア整備事業	学校施設課	［ソフトウエアライセンスの購入本数の見直しについて（十和田西高校）］ 十和田西高校において、駅すぱあと178千円（50ライセンス）を購入していた。50ライセンスの使用状況は、情報処理室のパソコン43台と残り７台は教師のパソコンに使用しているとのことだった。十和田西高校には、情報処理室の他に観光実践室があり、そのパソコン台数は36台であるが、本来であればこれにインストールすべきソフトであると考えられる。普通科の生徒も授業で使用することがあるとのことだが、授業でのソフトの使用方法や使用頻度等を考慮して本当に必要な数のソフトウエアの更新を行うべきであると考える。	学校施設課では、学校に必要数量等を確認した上で、必要な予算を令達することとした。 また、十和田西高校では、平成20年度のソフトウエアの更新を観光実践室のパソコン36台分のみの更新とした。
		［所内文書の正確な記載および内部管理について（十和田西高校）］ 学校施設課に提出されたパソコンソフトに関する調査票において、十和田西高校では上記の駅すぱあとのソフトを私費会計で購入したとの記載があった。もともとは平成14年度に教育用パソコンを整備したときにあわせて購入したもので、平成17年度に私費での購入を検討したが購入しなかったものを、担当者が私費で購入したものと思い込み、誤った記載をしたとのことであった。調査票の内容については正確な記載が必要であることは言うまでもないが、そもそも調査票提出時に、記載内容について学校施設課から高校に対して内容を確認すべきものであったと考える。所内文書の正確性や内部管理に留意する必要がある。	各種調査を行う際には、正確な記載をするよう改めて周知するとともに、その内容確認を徹底することとした。
		［パソコンソフトに関する調査票の有効活用について］ ソフトウエアライセンスの整備希望にあたっては、高校から学校施設課にパソコンソフトに関する調査票が提出される。調査票には整備希望のソフト名・本数・単価だけでなく、現在使用しているソフトの設置場所・本数等も記載する様式になっている。学校施設課では整備希望のデータのみを使用	既存ソフトの状況等を把握し、ソフトウエアの整備を進めることとした。

		と考える。	
校舎等建築事業（特殊教育諸学校）	学校施設課	［事業の目的外支出について］ 八戸第二養護学校において、三八地域県民局での執行以外に校舎の増築に関連しない工事について予算が執行されており、事業別予算に対する実績費の把握という観点からは好ましいことではない。また、学校施設課から予算令達がない工事を他の工事で余った令達額を使用して行っている。一応、学校施設課からは口頭で承認をもらっているとのことであるが、文書の取り交わしは必要と考える。このように余った予算について、事業の目的外支出や令達の要求をしていない工事の支出が、県民に知らされることなく実施されるのならば、議会の承認手続きや学校施設課内の承認手続きが全く無意味になってしまう。他に必要な工事支出があるならば、原則的には補正予算を組むなどして執行すべきであり、予算流用した場合には課内の承認手続きと工事実績の公表が必要と考える。	予算令達を伴う工事の執行については、令達先の学校との協議及び内容確認を十分に行うとともに、関係課と適宜、減額補正、年度途中の追加事項、変更事項等への対応について協議を行うこととし、予算執行の透明性を確保することとした。
		［他事業の同一節間の予算流用について］ 八戸第二養護学校の校舎増築工事予算が、実際には一部八戸養護学校以外の養護学校の工事に使われていた。事業別決算上、実施した個々の工事内容・金額を開示する必要がないことから、他の事業費を流用しているのは事業別に予算を持つ効果を無くするものである。補正予算や議会にかけると迅速に対応できないという主張や、学校現場で緊急性を要する整備改修が生じているのも事実であろうから、不当・不合理な流用ではないと思われるが、予	入札執行残額や多額の不用額が生じた場合で、工事の進行中に生じる予算の過不足に対応する必要が生じた際には、関係課と適宜、減額補正、年度途中の追加事項、及び変更事項等への対応について協議を行うこととし、予算執行の透明性を確保することとした。

		しているが、既存のソフトの情報もデータ集積することにより、今後のソフト整備計画あるいは購入単価等の情報共有化に役立つと考えられ、積極的に活用すべきであると考える。	
		［予算管理・統制について］ 学校施設課では、予算令達後高校が実際に何を買ったかの確認を行っていない。このような予算令達時だけのチェックでは、予算管理・統制がきかず、予算要求の際に高めの金額を要求して、余剰差額を自由にあるいは目的外に使用する行為が発生する可能性がある。当初要求との変更が生じた場合については、県に報告後、余剰差額の減額令達または他の物品購入申請をさせる等、学校予算の管理・統制を徹底する必要がある。	適切な執行管理ができるよう、適宜減額令達や計画変更の報告書を徴収することとした。
		［特定目的のない事業費の令達（三本木農業高校、名久井農業高校、他全校共通）］ 本事業の需用費は、高等学校管理費の需用費の一部として令達され、高校側としては、灯油代等の一般的な管理費として総額管理され、その一部として支出しているだけであるため、特段「学習指導用ソフトウエア整備事業」として、特定の目的のために支出することを意識していない現状にある。 このような高校側の予算執行実態や金額的なことを勘案すると、敢えて「青森県教育施策の概要」に特記するほどの事業とは思えないし、それにより県民からは情報化教育予算と誤解を受ける可能性があると思われる。したがって、本事業費については予算積算上のみの使い方に留め、学習指導用ソフトウエア整備費として公表する必要性はない	誤解が生じないよう平成20年度の「青森県教育施策の概要」から本事業の記載を削除することとした。

		19年７月時点の確認業務は、担当者が入院したために実施していなかった。行うべき業務は代替の担当者により実施されなければならない。 　また、備品については保管場所を定め、使い終わったらそこに返却するようにする必要がある。定期的な現物確認が必要なのはもちろんであるが、その際、担当者以外の者が行うことによって、より牽制が効くと思われる。	
教育用コンピュータ整備事業（特殊教育諸学校）	学校施設課	［備品等の保管について（八戸第二養護学校）］ 　備品の保管状況を見ると、リース資産もその他学校の備品も区別なく、パソコン準備室の同じ引き出しにあり、引き出しには鍵もかかっていない状況であった。比較的高価なこれら備品の管理としては、保管場所を決め、必要によっては鍵をかけられるようにしておき、セキュリティを高めると共に、貸出票を作るなどして、誰がいつ使用したのか、いつまで使用予定なのかが分かるようにして、管理体制を整える必要がある。	八戸第二養護学校では、備品の保管場所を定めるとともに、パソコン準備室の出入口を施錠し管理体制を強化した。さらに、貸出簿を作成し、備品を持ち出す場合には、貸出簿に記入させることとし、その所在が把握できるように職員への周知徹底を図った。 　また、学校施設課では、平成20年４月17日に行った県立学校事務長会議において、物品の適正な管理について周知した。
学習指導用ソフトウエア整備事業（特殊教育諸学校）	学校施設課	［事業費予算と管理費予算の区分について］ 　本県の特殊教育諸学校において情報教育を推進する重要性が高いと判断するなら、ソフトウエアの購入が安定的にできるよう一つの事業として独立させ、学校管理費予算とは区別すべきである。あくまで学校管理費の一部として学校の裁量により必要に応じて購入すればよいとの考えなのであれば、「学習指導用ソフトウエア整備事業」というような名称を付けることで誤解が生じるため、「青森県教育施策の概要」に特記す	誤解が生じないよう平成20年度の「青森県教育施策の概要」から本事業の記載を削除することとした。
		算の使用実績については正しく説明しなければならない。また、正しく議会に説明して、必要な改修設備の予算要求を行うことも重要な県教委の仕事である。執行機関の責任の下で流用した予算については、流用の背景や理由、金額等に関する説明方法を検討し、住民の監視機能が働くことが理念的である。	
		［事業の計画性について］ 　八戸第二養護学校の平成18年度の増築工事は、平成14年頃からの要望・計画であり、平成16年度に設計を終えていた工事であるが、その後の生徒数の増加により、平成19年度現在ですでに定員一杯の状態である。特別教室を普通教室に転用して使用していた従来の状況を改善し、特別教室を復元するという目的だったはずが、すでに特別教室を普通教室に転用している実態が見受けられた。 　財源面での問題により、工事が先送りされたことで当初計画自体が実態と乖離してしまったと思われるが、校舎増築の計画に当たっては、長期的な視野に立った計画が求められるため、今後の校舎等建築事業については、今回の工事についての反省を生かして、より綿密な計画を立てるよう希望する。	児童生徒数の増減見込み、教育を取り巻く社会環境の変化など、将来の予測が難しい面はあるが、事業実施に当たっては実態と計画のかい離がないよう実施段階で事業内容を検討し、長期的な視野に立ち計画を策定することとした。
理科教育等設備整備（特殊教育諸学校）	学校施設課	［備品等の保管について（八戸第二養護学校）］ 　八戸第二養護学校での現物実査の結果、教材室に置いていないため現物を確認できないものがあった。使用中とのことであったが、授業が終わっても返却していないのは好ましいことではない。また、学校では定期的な現物実査を行っているとのことだったが、平成	八戸第二養護学校では、保管場所を定め、定期的な現物確認を確実に行うこととした。 　また、学校施設課では、平成20年４月17日に行った県立学校事務長会議において、物品の適正な管理について周知した。

		べきではないと思われる。	
教職員住宅借上事業	学校施設課	［建物の投資回収期間］ 譲渡代金の返済が完了していない住宅の中で３件を抽出し、受領している家賃で建物の取得価額が何年で回収できるかを計算した結果、約80年、77年、55年と極めて長期となり、およそ民間では考えられない投資回収期間となった。 限られた財源の中でこのような多額の支出がなされていることについては、投資コストに見合った収入の確保が必要であり、また利用率の観点からは、老朽化と個人の選択がより多様化していることを踏まえ、職員公舎の今後のあり方について、再考の余地がありうるものと考える。	平成19年度に策定した「職員公舎集約・共同利用計画」に基づき、廃止する公舎の売却及び既存公舎の有効利用を全庁利用調整の下に総合的かつ合理的に進めることとしている。 この取組によって、収入の確保と利用率の向上に努めていくものである。
文教施設整備指導費	学校施設課	［期成会の運営の方向性］ 期成会について、本県の場合は研修事業や情報交換等の面で有用な活動になっているとのことであったが、県及び県内の市町村の財政基盤の厳しい中で、期成会活動の事務負担も含めた費用対効果について十分に検討し、全国的な動向を見守りながら、本県期成会の今後の方向性を定めていく必要があると考える。	活動内容を要望活動、研修事業に絞った上で、負担金の算定率の減を行い、存続することとした。
切手の受払、残高について（下北教育事務所）	学校施設課	［切手の管理換えについて（下北教育事務所）］ 平成18年度に２回学校施設課から切手の管理換えを受けているが、年度末には年間使用枚数を上回るほどの在庫が残った。結果的にこの管理換えの必要性を窺い知るような事実は認められず、このような過大な切手在庫の存在については、教育事務所側の予算の適正な執行の観点から疑問の残るところである。	教育事務所では、年間で使用する切手の枚数の見込みをより厳密に立てて、計画的に購入を行うこととした。 また、学校施設課では、管理換えを行う場合、再度教育事務所に確認した上で管理換えを行うこととした。
青森県中学校文化連盟支援事業	義務教育課 【現学校教育課】	［実績報告書の受領時期について］ 負担金を交付した第５回青森県中学校総合文化祭については、「事業完了の日から起算して30日を経過した日または平成19年４月10日のいずれか早い期日」までに実績報告書の提出を求めている。中文連の実績報告書提出日は平成19年３月20日であった。文化祭の経費等の支払いが完了し、事業費が確定したのが平成19年１月11日であることを考えると、実績報告書提出日は期限を過ぎていることとなる。中文連側は、中文連の３月の総会で実績報告の承認を得たため、その日を事業の完了日として期限内に報告を行ったという認識であった。「事業完了」の定義が明確ではないため、中文連側の裁量で報告時期を決めることが可能な状態になっている。「事業完了」の定義を明確にし、事業費が確定して30日以内に報告を行うよう中文連に求めるべきである。	事業完了日を「対象事業の事業費が確定した日」とし、提出期限を厳守するよう関係団体に対し通知することとした。
		［負担金の金額及び契約内容について］ 中学校文化祭事業に係る収支決算は、決算額が予算額を大幅に下回っている。また、中文連が収受した学校負担金（生徒１人当たり50円を各中学校より収受したもの）の総合文化祭事業への充当額が大幅に減少しており、中文連の文化振興事業費の収支計算書上50万円もの次年度への繰越金が生じている。 当該繰越金については精算するという契約内容になっておらず、また、契約上も２百万円の定額負担の規定となっている。したがって、半額程度の負担という趣旨を適切に反映させるためには、契約上も上限額を明記した上で負担割合を記載す	平成18年度の中学校総合文化祭は、青森市文化会館が改築のため使用できず、青森市文化ホールでの開催となり、大会規模を縮小して実施したため青森県中学校文化連盟の負担が減少した。しかし、平成19年度から通常の開催規模となったため、総合文化祭開催経費が約400万円となり、青森県の負担は２分の１程度となっている。 平成20年度からは実績報告の提出の際、開催経費が減少した場合は文化連盟と協議の上負担金の額を確定し、確定した金

		今後の指導に向けた授業改善の指導資料を作成し、各学校に配布する。 ② 学校訪問において、授業を参観し、ねらいを達成するための学習活動、児童生徒の実態（つまずき等）に対する指導について指導・助言を行う。 ③ 教育課程地区研究集会において、事例を基にした協議会と参考事例、参考資料等を活用し、具体的に指導・助言を行う。 ④ 学力向上拠点形成事業の成果を、教育課程地区研究集会での話題提供、研究推進校での公開授業の実施、学校訪問での周知等、成果の普及を図る。 など、いろいろな場面を通して、各市町村教育委員会・各学校と連携して、児童生徒の確かな学力の向上に向けて取り組んだところである。	
小・中学校連携教育推進事業	義務教育課【現学校教育課】	［委託料の執行内容の確認について］ 実施要項上、各研究調査校から各市町村教委を経由して、収支精算書に係る帳簿の写し及び支出に係る証拠書類の写しを義務教育課宛に提出することとされている。提出された証拠書類について、「品代」としか記載されていない領収書のコピーのみの提出を受け、確認している例があった（田名部中学校分）。事業に関連して執行されていることを確認する趣旨から、このような場合には納品書や請求内訳などの明細を添	平成19年度においては、内訳などの明細が分かる請求書及び領収書の写しを添付して提出するよう、委託先に指示し、適切な内容確認を実施した。
		る方式に改めるとともに、概算払いした負担金に残余が生じた場合はその分を精算させることができる仕組みを採用すべきである。また、このような余剰金の発生に関しては、中文連の作成した収支差額ゼロの収支決算書は事実を表していないことに起因するものであり、本来は県の検査確認事務において発見されるべきものである。	額が交付金額を下回る場合は返納させるものとする。
学習状況調査	義務教育課【現学校教育課】	［印刷経費の予算積算単価の見直し］ 学力調査の問題用紙等の印刷について、予算積算上の単価は43円となっているが、実績は13円強での契約になっており、5,526千円の予算に対し、2,037千円の実績になっている。予算積算上の単価に見直しの余地があるものと思われ、それにより実態に合った事業予算になるものと思われる。	平成20年度当初予算要求において、予算積算上の単価を見直した。 今後も実績等を勘案し、予算積算の見直しを検討していくこととする。
		［下北地域での事業実施の必要性について（下北教育事務所）］ 下北地域の地理的、歴史的要因、風土等の影響により、児童生徒の学習状況すなわち教育環境が他地域と比較して不利なことについては、教育事務所管内別通過率一覧表のデータが実証しているところである。 一般県民に開示はされていないが、県が把握している学校別のデータにより、市町村教育委員会、個別の小中学校と連携し、下北地域全体の児童生徒の学力向上という目的に対して、重点的な人的物的な資源の集中と施策の推進が望まれる。	青森県教育委員会では、平成18年度から２年間にわたり、下北地域を対象に、「学習サポート推進事業」を実施し、確かな学力の育成の一環として、本県の児童生徒の学習意欲の喚起と学習習慣の育成を目的に、放課後等に教科の補充指導や学習方法等の支援・助言を行う学習サポーターの活用に係る調査研究を行い、県下の各市町村が単独で同様の取組ができるようにするための情報提供を行ったところである。 また、下北教育事務所においては、 ① 学習状況調査実施報告書を基に、下北管内の分析、

		付して提出するよう委託先に指示し、適切な内容確認を実施すべきである。	
生徒指導総合連携推進事業	義務教育課【現学校教育課】	［事業の実績報告について］ 本事業は国庫事業であり、県は、国と市町村との事務連絡作業をしているに過ぎないと言える。実質的には、児童少年の問題行動に関する各市町村の従来からの取り組みへの補助金的な性格と思われ、調査研究といった視点やこれら活動の効果的なやり方を全県的に波及させていこうという観点に乏しいと考えられる。特定の地域に限定して事業を委託しているのだから、それ以外の地域にもどのような活動がどのような効果をもたらすのかを知りうるような結果報告が求められるべきである。	事業実施市町村に対して、他地域におけるモデルとなるような事業の実施及び詳細な結果報告を行うよう徹底した。
生徒指導必携（改訂版）の作成	義務教育課【現学校教育課】	［事業別経費の集計について］ 経費のうち消耗品費や通信運搬費は、他の事業に関する共通経費の一部を計上したものであり、本事業に直接紐付けできるものではなかった。事業費実績として、どれだけの経費がかかったのかを表すため、正確な決算額を集計する必要がある。	今後は、事業の実施内容を踏まえた適切な実績額の把握に努めることとした。
24時間電話相談事業	義務教育課【現学校教育課】	［事業の選択と集中について］ 本事業でもし解決実績がなくとも、いじめ問題が存在する限り、行政の相談機能の必要性が県民に理解され、その存在と存続に関してコンセンサスが得られていれば、事業継続は必要不可欠である。そのためにも、県は相談事案１件ごとの具体的な問題事案と回答、時間帯別の相談件数、事業の総コストなどのデータを詳細に持ち、他の事業と比較した場合における事業の重点化の判断に資することが期待される。 事業の選択と集中の要請の中で、本当に必要な事業の選別に当たっては、適時的確な判断が必要であり、継続性が要求される教育事業にあっては、例えば国庫負担がなくなった場合でも県単独事業としての存続を可能ならしめるためにも、継続的かつ詳細なデータの収集が必要だと考える。経験的にはコスト削減の要請に対しては、「事業の民営化」という選択もとらざるを得ないこともありうるため、事業継続のための主体や方法論についても予め模索が必要である。	本事業においては、相談記録用紙に相談内容、対応等を記入し、月ごとの件数や相談相手、対象等をまとめた。 本事業の実施方法等については、事業継続のための主体や方法論も含め、随時検討しているところである。
小学校教育課程地区研究集会事業	義務教育課【現学校教育課】	［実績報告書の様式について（教育庁）］ 県では実施報告書の様式を指定しているが、東青教育事務所については独自の様式となっていた。対象及び参加人員を記載する部分が参加対象者のみの記載となっており、参加人員の記載はなかった。別添資料で参加人員の把握は可能であるから問題ないとしていたが、教育事務所は実施報告書の様式どおり、漏れなく記載事項を記入し報告書を作成する必要がある。	平成20年度第１回教育課長連絡協議会において、県内６教育事務所の教育課長に対し、県が指定する報告書の様式に従って報告書を作成することを徹底した。
		［実施事業の適正な実績把握について（教育庁）］ 本事業の平成18年度当初予算総額は800千円となっているが、実際に研修会を行う教育事務所の令達額は総額366千円であり、実績額の半分以上の金額の差額369千円は義務教育課の管理費等の負担額となっている。予算の積算根拠は全く意味がない数字であるばかりか、義務教育課の管理費等を本事業予算の範囲内で負担することにより、実施事業の成果や効率性を判断	今後は、事業に共通する管理費等の負担について、各事業の予算額に応じて配分することとし、実施事業の適正な実績把握をすることとした。

		する上でも妨げとなっている。事業に共通する管理費等の負担については合理的基準を設け配分し、実施事業の適性な実績把握をするべきである。	
		［西北教育事務所の需用費について（教育庁）］ 西北教育事務所の本事業に係る需用費の内容を確認したところ、事業実施日後にコピー用紙等事務用品が大量購入されているなど、当該事業に直接あるいは間接にかかった経費のみでないことは明らかである。他事業などに係る需用費も当該実施事業の令達額の中で使用されているとのことであるが、こうした実態内容を把握・検討せずに前年度実績ベースでの予算令達を教育事務所に対して行うことは、他の教育事務所との公平性の観点からも見直されるべきものである。県は教育事務所に対しても実施事業にかかる適正な実績把握を指導すべきである。	各教育事務所に対して、事業予算の適切な時期の執行及び適正な実績把握について徹底した。
中学校教育課程地区研究集会事業	義務教育課【現学校教育課】	［実績報告書の様式について（教育庁）］ 内容は、「小学校教育課程地区研究集会事業」の［実績報告書の様式について（教育庁）］と同様である。	平成20年度第１回教育課長連絡協議会において、県内６教育事務所の教育課長に対し、県が指定する報告書の様式に従って報告書を作成することを徹底した。
		［実績報告書の提出遅延について（教育庁）］ 教育事務所の主管事業については、義務教育課から教育事務所長あて通知されるが、その通知の中で、事業実施報告書を事業実施後３週間以内に義務教育課長に提出しなければならないとされている。中南教育事務所管内の中学校教育課程地区研究集会の実施報告書は、３週間を過ぎての提出となっていた。実施報告書の提出は遅延なく行い、また期限内の提出がなければ県からも提出を要求すべきであろう。	平成20年度第１回教育課長連絡協議会において、県内６教育事務所の教育課長に対し、事業実施報告書の期限内の提出について徹底した。
		［実施事業の適正な実績把握について（教育庁）］ 本事業の平成18年度当初予算総額は800千円となっているが、実際に研修会を行う教育事務所の令達額は総額411千円であり、実績額の半分近い金額の差額300千円は義務教育課の管理費等の負担額となっている。予算の積算根拠は全く意味がない数字であるばかりか、義務教育課の管理費等を本事業予算の範囲内で負担することにより、実施事業の成果や効率性を判断する上でも妨げとなっている。事業に共通する管理費等の負担については合理的基準を設け配分し、実施事業の適性な実績把握をするべきであろう。	今後は、事業に共通する管理費等の負担について、各事業の予算額に応じて配分することとし、実施事業の適正な実績把握をすることとした。
		［西北教育事務所の需用費について（教育庁）］ 内容は、「小学校教育課程地区研究集会事業」の［西北教育事務所の需用費について（教育庁）］と同様である。	各教育事務所に対して、事業予算の適切な時期の執行及び適正な実績把握について徹底した。
		［旅費の算定方法］ 当研修会の旅費計算において、在勤公所に通勤していないが通勤手当を受け取り、さらに実際には出張していない在勤公所から居住地までの経路の旅費も受け取る二重部分が生じている事例があった。 旅費条例上は問題ないものであるが、本県旅費条例の趣旨は、在勤地内に居住する者についてまで旅費を個々に判断するのは煩雑であるとの判断によるものであると考えられる。旅費の実費支給原則を厳密に解釈すれば、違和感のある取扱	平成20年３月に「職員等の旅費に関する条例」が改正され、平成20年度から通勤手当と重複する部分の旅費は支給されないこととなった。

		いとなっていることは否めず検討の余地があると考える。	
中堅教職員指導実践力向上研修事業	義務教育課【現学校教育課】	［他事業との同一節間の予算流用について］ 研修を実施している各教育事務所及び総合学校教育センターに対する令達額は、事業費実績のうち報償費、旅費、需用費合計に満たない。このような付替処理は事業別予算の効果を無意味にする財務事務である。このような事態が起こる理由は、一つの事業区分内における「節」間流用が認められないため、特定事業の「節」に不足が生じた場合に他事業の「節」を流用するためである。予算不足が生じた場合の付替財源を確保するために、いずれかの事業の予算を多く見込んで予算要求することが慣習化・状態化しかねない。事業別予算に対する実績額の把握に努める必要がある。	各事業の予算について、入札執行残額や多額の不用額が生じた場合は、関係課と適宜、減額補正対応や年度途中の追加事項、変更事項等への対応について協議を行い、予算執行の透明性を確保するよう努めることとした。
初任者研修事業	義務教育課【現学校教育課】	［他事業費との同一節間の予算流用について］ 研修を実施している各教育事務所及び総合学校教育センターに対しての令達額は、事業費実績のうち報償費、旅費、需用費合計に満たない。これは義務教育課における他の事業費を本事業で負担していることによるものである。	各事業の予算について、入札執行残額や多額の不用額が生じた場合は、関係課と適宜、減額補正対応や年度途中の追加事項、変更事項等への対応について協議を行い、予算執行の透明性を確保するよう努めることとした。
特殊教育内地留学事業	義務教育課【現学校教育課】	［他の事業予算への流用について］ 予算に対して決算額を集計した決算統計節別集計表には、本事業費として旅費5,125千円が計上されているが、実際にこの事業にかかった旅費は、旅費請求（精算）書によると1,109千円である。差額4,016千円が、本事業以外の旅費として使用されたことは明らかである。とすれば、会計監査的視点からは、この節別集計表は全く事実を反映していないため、誤った決算報告である。このような目的外への予算流用や実態を反映しない決算書を作成することに関し、今まで問題意識がなかったことが、極めて重要な問題と言わざるをえない。	今後は、事業の実施内容を踏まえた適切な実績額の把握に努めることとした。
指導主事学校訪問に要する経費（下北教育事務所）	義務教育課【現学校教育課】	［指導主事以外の旅費の混入について（下北教育事務所）］ 指導主事以外の職にある職員の旅費が本事業費（小学校費、中学校費）から支出されていた。指導主事以外の職にある職員のセミナー等の参加用務については非常に重要なものもあり、支出すること自体に問題があるとは思われないが、これらを小学校費や中学校費で支出することは目レベルでの流用にあたり、ルール違反ではないが合理的とは思えない。必要な支出について、予算の残っている他の事業費から捻出することは、事業別予算を策定していることから考えれば不適切なことである。セミナー等は県庁所管課からの参加要請があり、事実上参加が義務化されているような状況もあるように思われるが、まずは本当に参加が必要かどうかについて、これまで以上に厳格に検討する必要があると考える。	指導主事以外の職にある職員のセミナー等への参加については、職務上の必要性を十分検討した上で、旅費の支出は予算の範囲内で最も合理的な費目により執行することとした。
旅費の執行について（三八教育事務所）	義務教育課【現学校教育課】	［旅費の精算タイミングについて（三八教育事務所）］ 旅費についてはほとんどが精算払いとなっており、平成18年度の支給状況を見ると、旅費の精算が大幅に遅れている。 旅費の予算超過が生じないよう全員分の書類が揃ってから支給する仕組みを採用しており、その仕組みは問題ないと思われるが、教	教育事務所職員の旅費については、平成19年度から支給方法が改善され総務部人事課において集中処理されることになった。 また、旅費請求に関しても本人がパソコン入力するよう簡素化されたことに併せて、総務課職員が

		育事務所勤務職員は管内の学校を訪問することが多く、旅費の精算書を提出するためだけに教育事務所に戻ることが難しいという理由は合理的ではない。一定の期限を設けて旅費の締め切りを行う仕組みや、郵送やＦＡＸによる提出（または仮提出）を認めるなどの方法により、適正な事務処理を確保しつつ、事務処理の遅延を回避することも可能と考える。	月末締めで勤務実績表と照合し、請求もれがないよう確認する体制を整備したことにより、支払遅延は解消された。
夢実現人づくりプラン	県立学校課【現学校教育課】	［徴収した参加料の会計について（三本木農業高校）］ 本事業で実施した３回の環境市民交流会の参加者146名の参加料合計43,800円に対し、保管整理していた領収書は10,321円分しかなかった。参加料はお茶代実費相当分であり、収入は全額この市民交流会のお茶代として使い切っているため、県の会計とは別に処理されているとのことであるが、差額の３万円余りを何に支出したのか説明ができないというのでは、参加者に対する説明責任を果たさないだけでなく、学校の会計事務の適正性に対して疑念を抱かせるものである。県事業を実施する際の付随収入に係る支出については、その支出内容を示す領収書の整理・保存を適切に行うべきである。	平成20年４月17日に県立学校事務長会議を開催し、各県立学校の事務長に対し、県事業の実施に当たっての付随収入に係る支出については、その支出内容を示す領収書の整理・保存を適切に行うよう指導した。 また、今後、必要に応じ、指導主事等の学校訪問において、令達事業に係る関係資料に基づき、その実施状況について聴取することとした。
		［特別査定について（教育庁）］ 特別枠と称して推進校の20校の枠内に入らなかった７校に対し、特別査定が行われている。 特別枠の選定にあたり、コンペの結果を採択の基準として示している以上、基本的にはその結果が尊重されるべきものと考える。また、現在特別枠に関しては、採択する上で基準となる文書等は存在しないが、何らかの基準を示す内規等を作成するなどして、採択の理由が第三者にも合理的に説明できることが望ましい。	本事業は平成19年度で終了したが、平成20年度から後継事業として「ドリカム人づくり推進事業」を立ち上げており、推進校の選抜に当たっては、コンペティションの結果を基準として、豊かな人間性プランと確かな学力プランごとに、採点結果の上位から推進校を決定することとし、特別枠を設定しないこととした。
		［事業経費の合目的性について（三本木農業高校）］ 当初の事業計画上所要経費にはないが、平成19年２月１日にデジタルカメラ用GPS６台を購入している。また、切手も２月28日になって20千円分購入している。 真に必要な機材であれば、当初計画の予算に組み込んでおいて、年間を通して事業に生かせるようもっと早い時期に購入すべきと考える。また、切手についても、事業に関わった方々に資料を送るために使用したとのことであったが、どこに何通送ったかの資料は残っていなかったため詳細は不明である。 いずれも、事業に必要な合理的あるいは効果的な支出であるという説明に欠けると思われ、年度末付近になって、予算を消化するための支出であるかのような印象すらある。事業として予算が令達されたのであれば、事業の趣旨に鑑み、適正な計画を立案し、有効的かつ効果的な予算執行をすべきである。	今後令達事業を実施する場合には、事業の趣旨に鑑み、適正な計画を立案し、予算執行に当たっては合理的・効果的なものとなるよう適切な時期に執行すること等を県立学校に対して周知した。また、年度途中において事業計画を変更する必要が生じた場合は速やかに担当者に連絡し、必要に応じて事業変更計画書を提出させることとする。
		［事業間の経費の付け替えについて（三沢高校）］ 本事業の語学研修は１泊２日で白河高原で実施され、英語科の生徒を２名の教諭と１名の外国語指導助手（ＡＬＴ）が引率した。このＡＬＴに対して日当及び宿泊料14千円が支払われているが、この経費は別事業（ＡＬＴ事業費）から支出されていた。令達予算は事業別に組み立てられているため、支出についても事業別に管理されるべきである	今後、ＡＬＴに係る事業費は、一律にＡＬＴ事業費から支出するのではなく、ＡＬＴが参加した当該事業費から支出することとした。

		し、ＡＬＴ事業費は赴任旅費、帰国旅費、研修旅費、管内出張旅費等に限定されていることから、その事業費から本事業費を支出することは好ましくないと考える。	
学校評議員配置事業	県立学校課【現教職員課】	［評議員会開催年月日の記載誤りについて（青森東高校）］ 報酬等支給仕訳書に記載の開催年月日が平成18年３月12日となっていたが、正しくは平成19年３月12日である。開催年月日は旅費等の支給の基礎となる重要な情報であり、記載誤りがないよう、適切な事務の執行が必要である。	平成20年３月の予算令達時に経理に遺漏のないよう通知した。 また、平成20年７月の県立学校校長研究協議会において、財務事務の執行に当たっては財務規則等を遵守し適正な執行を図るよう重ねて周知し、事務処理に万全を期することとした。
		［学校評議員の人数について（教育庁）］ 学校評議員取扱要項には、県立学校に置くことができる評議員は６人以内とし、特に必要がある場合は６人を超えておくことができるという規定がある。 田名部高校について、平成17年、18年とも７人になっていたが、どのような特別な必要があって１人多いのか、理由に関する説明書類はなく、特別の必要性を県立学校課は把握していなかった。原則を超える場合にはその理由を求めて保管し、第三者に要項上の例外の理由を説明できることが必要である。	学校評議員の人数について、これまでは６人を超える場合であっても、特に理由書を求めていなかったが、平成20年度からは、６人を超える配置要望がある場合、理由書を提出させ、内容を検討した上で、配置することとする。 なお、平成19年度以前分については、６人を超えていた理由の報告書を求めることとした。
		［旅費請求書の記載について（弘前実業、青森工業）］ 学校評議員の旅費の明細や日当を記載する旅費額欄が未記入のものがあった。JRの運賃や青森市のバス代はシステム上自動で計算されるため、旅費額計算欄を記入していないとのことであったが、金額一本のみの記載では、明細が定かでないこと及び第三者の検証を容易にする意味でも省略すべきではない。	平成19年度から統合庶務システムに移行したことに伴い、旅行手段、運賃、鉄道路線名等を入力することとなり、詳細に確認できることとなった。 また、統合庶務システムによらない場合は、旅行手段、運賃、鉄道路線名などを記載することから、詳細に確認できるものである。
		［学校評議員会の構成等について（三沢高校）］ 本校の学校評議員の人数はわずか３名で、会議開催回数もわずか年２回であった。本事業が意図する地域に開かれた学校を目指すに当たって、住民に与えられた参加の機会はかなり少ないと考えられる。他校の評議員会運営状況に関する情報を得て比較検討することにより、本校の評議員会開催事業の活性化を図ることにもなると考えることから、県教委が運営状況に関する情報を集約し、学校に提供することを提案したい。	できる限り幅広い分野から意見を求めるという学校評議員取扱要項の趣旨を踏まえ、４人以上が望ましいことを県立学校校長研究協議会等の場で周知した。 また、他校の学校評議員会開催状況に関する情報を集約し、各県立学校にその情報を提供した。
		［学校評議員会の運営について（三本木高校）］ 本校の評議員会は他校と比較して欠席者が多い。都合により欠席になることは致し方ないことではあるが、会議の趣旨を勘案すると出席者が多い方が望ましいことは明白である。要項の規定上６名を上限とすることが予算上の制約を理由とするならば、報酬を無償化して参加人数を増加させることも検討に値すると思われる。数多くの地域住民や学校関係者の意見を学校経営に反映させることが教育の品質を高めることになる、という思想を一般住民に対して啓蒙することが必要である。	学校評議員の意義等について、改めて県立学校校長研究協議会等の場で説明し、学校評議員が出席可能な日程調整の配慮を依頼した。
		［学校評議員会欠席時の取扱い（百石高校）］ 本校の評議員会の欠席者（延べ２人）は、同一人物である。都合により欠席になることは致し方ないことではあるが、会議の趣旨を	学校評議員の意義等について、改めて県立学校校長研究協議会等の場で説明し、学校評議員が出席可能な日程調整の配慮を依頼した。

		勘案すると全員が出席することが大原則である。まずは日程調整を確実に行うこと、欠席した場合には会議録や議論の内容を伝えること、評議員の出席に対する義務感を高める努力を行うことで、地域住民、保護者との連携の下、開かれた学校を目指して、今後の学校評議員会の円滑かつ着実な運営が可能になると考える。	なお、学校評議員が都合により欠席した場合には、会議録や議論の内容を伝えることなどにより、評議員の出席に対する義務感を高めるよう努めることとした。
青森県高等学校総合文化祭開催費負担	県立学校課【現学校教育課】	［実績報告書のチェック業務について］ 負担に関する契約書第６条２には「報告された実績報告書を審査し、適当と認めたときは負担金の額を確定し、通知する」とされており、この負担金を交付するためには十分な審査業務、すなわち、支出に関する請求書、領収書、預金通帳とのチェック、学校負担金の確認業務が必要であったが、そのような手続きは取られておらず、この収支決算書を県立学校課担当者が十分審査したとは認められなかった。 高文連の取り扱う金額の大きさから考えて、今後はこのような大規模任意団体に対する補助金・負担金については、実績報告書を原始証憑とチェックして、会計の透明性適正性と補助金等交付の適切性を確認する必要がある。また、余剰金が発生している現状を鑑みると、負担の妥当性についても検討が必要である。活動原資は生徒の私費会計からの負担であり、各校私費会計は全般的に余剰が認められている。その余剰金の使途について共通の理解が得られるならば、当面は、生徒負担を全体として変化させることなく事業費の捻出が可能と考えられる。	今後、実績報告書の審査においては、書類審査だけでなく、必要に応じて現地調査による審査をする等、十分な確認・検査を行うよう留意することとし、平成19年度においては現地調査を実施した。 なお、負担の妥当性について検討し、平成19年度以降も青森県高等学校総合文化祭事業自体では余剰金が発生していないこと及び平成21年度当初予算から青森県高等学校文化連盟補助金の削減を図ったことから、平成21年度以降も青森県高等学校総合文化祭開催費については現状どおり負担することとした。
		［実績報告書の提出遅延について］ 負担に関する契約書第６条において、「実績報告書は事業完了の日から起算して30日経過日または平成19年４月10日のいずれか早い時期までに提出しなければならない」と規定されている。18年度は、平成18年10月27日から29日までが総合文化祭の開催期日であり、一般的に考えれば実績報告書は10月29日から30日以内に提出されなければならないと解釈される。しかし、実績報告書の提出日は平成19年４月２日で契約書に違反していることとなり、同７条において規定する契約違反の際の負担金返還にも該当する重要な手続きの遅れが発見された。任意団体側の手続き遅れが第一義的原因であるが、交付する側の期限に対する意識が希薄であることも一因と推測される。契約条項については、双方留意の上、ルールに則った事務手続きを行う必要がある。事業完了とは各種の支払いや決算の集計が終了してはじめて完了と言えるという主張もあるが、これを認めると実績報告書作成者がその実績報告書を作成した日が完了の日となり、規定は実質有名無実化してしまう。より明確に「文化祭終了後、○か月以内」等の規定にすべきである。	事業完了日を「対象事業の事業費が確定した日」とし、提出期限を厳守するよう関係団体に対し通知した。
青森県高等学校文化連盟補助	県立学校課【現学校教育課】	［実績報告書のチェック業務について］ 内容は、「青森県高等学校総合文化祭開催費負担」の［実績報告書のチェック業務について］に記載した内容と同内容である。	今後、実績報告書の審査においては、書類審査だけでなく、必要に応じて現地調査による審査をする等、十分な確認・検査を行うよう留意することとし、平成19年度においては現地調査を実施した。 また、負担の妥当性について検討し、平成21年度当初予算

				から青森県高等学校文化連盟補助金の削減を図った。			
			［補助対象事業の明確化について］ 補助対象となった事業は、高等学校文化活動派遣事業と東北高校囲碁選手権大会開催事業に要する経費の２つである。これら２つの事業内容は相互に関連する性質のものではなく、実施主体が高文連であることが共通するだけで、事業内容や開催日は全く異なるものであり、実績報告書は１枚で提出されているが収支計算書は別々に作成されている。 別々の事業を合算して補助を行うと、事業間で補助金の不用額の流用が可能になり、事業ごとに本来実施すべき補助の金額を上回ることも懸念される。したがって、収支計算を別々に行っている実情に鑑み、それぞれの所要額を適切に見込んだ上で補助金の上限額を設定することが、効果的かつ経済的な公的補助のあり方といえる。	事業内容や開催日が異なる事業への補助については、実施主体が同じであったとしても補助要綱を別に作成し補助することとした。			
			［実績報告書の提出遅れについて］ 囲碁選手権大会については事業完了後30日以内に提出が義務付けられている実績報告書が期限内に提出されておらず、両事業が完了した後の提出となっている。 この点も、補助金対象を別個とすることで解消できる問題である。	事業内容や開催日が異なる事業への補助については、実施主体が同じであったとしても補助要綱を別に作成し補助することとした。 また、事業完了日を「対象事業の事業費が確定した日」とし、提出期限を厳守するよう関係団体に対し通知した。			
学校不適応対策講座	総合学校教育センター	［開設講座の適正な実績把握について］ 総合学校教育センターでは、各研修講座について正確な実績金額を把握していない。講師謝金単価について、平成18年度より大学教	平成18年度の講師謝金単価については、平成17年度中の事前の依頼交渉の段階で、改訂前の単価でなければ承諾を得られない講師があり、「基	授級で１時間当り単価13,000円が7,300円に改訂されているが、一部の継続講師に対し、今までの協力を考慮して旧単価での支払を行っている。また、講座に必要な用紙やテキストなどの購入費用を予算の算定基礎に入れているが、実際は在庫があったため購入しなかったことが確認された。研修講座を開催するにあたっては、必要な演習用品等は事前に在庫と必要数を確認し、購入の必要性の有無を予算に反映させる必要がある。 また、講座の成果や効率性を判断する上で、講座の正確な実績金額を把握・管理することが必要である。	準単価によりがたい場合は、別途決定する」の定めに基づき、旧単価により依頼の上、支払をしたものである。なお、平成19年度からの講師謝金については、すべて改訂単価により支払っている。 また、演習用品等については、各年度における受講状況により実際の必要数に変動を生じるが、事前に在庫と必要数を確認の上で購入しており、今後、正確な実績額を把握し、予算に反映させるよう検討する。	
					高校生心のアドバイザー配置事業	県立学校課【現学校教育課】	［活動状況報告書等の記載誤り（百石高校）］ アドバイザーへの報酬支払いの基礎となる勤務実績簿の勤務時間数と、県立学校課に提出した活動状況報告書に記載された勤務時間数に不一致が生じている。この他、勤務実績簿時間数の記載誤りも発見された。双方のケースとも手続きの単純な誤りだと思われるが、今後は勤務実績の集計を適正に行い、このようなことが以後発生しないよう十分な注意が必要である。	本事業は平成19年度をもって終了したが、平成19年度分の勤務実績簿と活動状況報告書を県立学校課において照合し、誤りがないことを確認した。
							［需用費の支出時期（百石高校）］ 平成18年度の需用費支出額は計ったように予算額と同額であり、３月中の支出については19年度事業用のものとも考えられなくはない。予算と実績は必ずしも同額である必要はなく、18年度事業が終了する間際に購入する必要もない。事業実施のために必要なものは、予算の範囲内で適時に購入することを心がけるとともに、年度末間際での予算消	予算執行に当たって合理的・効果的なものとなるよう適切な時期に執行するよう県立学校に対し周知した。

		化的な購入は極力避ける必要があると考える。	
心理検査実技講座	総合学校教育センター	［開設講座の適正な実績把握について］ 総合学校教育センターでは、各研修講座について正確な実績金額を把握していない。講師謝金単価について、平成18年度より大学助教授級で１時間当り単価10,000円が5,800円に改訂されているが、一部の継続講師に対し、今までの協力を考慮して旧単価での支払を行っている。また、講座に必要な用紙の購入費用を予算の算定基礎に入れているが、実際は画用紙を使用し、購入しなかったことが確認された。研修講座を開催するにあたっては、必要な演習用品等は事前に確認し、予算に反映させる必要がある。また、講座の成果や効率性を判断する上で、講座の正確な実績金額を把握・管理することが必要である。	平成18年度の講師謝金単価については、平成17年度中の事前の依頼交渉の段階で、改訂前の単価でなければ承諾を得られない講師があり、「基準単価によりがたい場合は、別途決定する」の定めに基づき、旧単価により依頼の上、支払をしたものである。なお、平成19年度からの講師謝金については、全て改訂単価により支払っている。 また、演習用品等については、事前に講師に確認の上、購入しており、今後、正確な実績額を把握し、予算に反映させることとした。
適応指導教室運営事業	総合学校教育センター	［開設講座の適正な実績把握について］ 本事業では家庭訪問の旅費が見積もられているが、訪問回数等の実績は管理していないなど、学校教育センターでは本事業について正確な実績金額を把握していない。事業の成果や効率性を判断する上で、事業の正確な実績金額等を把握・管理することが必要である。	学校・家庭訪問の回数については、適応指導受け入れの際の通知の発送収受簿により実績を把握し、実績金額を正確に把握することとした。
進学力ステップアップ支援事業	県立学校課【現学校教育課】	［事業の効率性について（教育庁）］ 本事業は学校ごとの実施になっているが、実施内容を見ると似通った内容が多くある。先生向けの支援事業なのであれば、各校ごとではなく、集合方式でセミナーを実施する方が効率的となる場合もありうる。また、生徒も一緒に聞く講義を実施している学校もあったが、講師を招いて生徒に直接指導するのでは当初の事業目的とずれているようにも思える。学校ごとに重点テーマやレベルの違いがあるので、学校の主体性に任せるのも一法かもしれないが、各校に一任するだけでなく、場合に応じて県立学校課が各校の事情を調整して、事業の目的に即した効率的な実施策を主導していくことも必要と思われる。	本事業は平成19年度で終了したが、平成20年度から後継事業として「進学力パワーアップ支援事業」を立ち上げており、青森市を会場に集合方式の生徒用セミナーを開催し、プログラムの中に教科ごとの教師用のワークショップを組み入れ、事業の目的に即して効率的に実施することとした。
夢実現チャレンジプラン	県立学校課【現学校教育課】	［事業の重点化と継続性］ 本事業は、現在の本県にとって最も喫緊の政策課題に沿った実践的事業であり、県民の理解度は高いと考えられることから、今後も積極的に事業展開を実施することが望ましいと考える。事業の選択と重点化の理念に従って、予算措置の継続が必要だと思案する。また、健康福祉部との事業連携が益々強化されることも期待されるところである。	本事業は平成19年度で終了したが、平成20年度から後継事業として、「医師を志す高校生のためのメディカル・サポート推進事業」と「進学力パワーアップ推進事業」を立ち上げ、引き続き本県にとって喫緊の政策課題である医学部医学科への入学者の増加及び大学進学率の向上を図ることとした。
仕事力養成プログラム	県立学校課【現学校教育課】	［予算の節別金額の硬直性について（教育庁）］ 仕事学び推進事業は、予算が非常に硬直的である。希望する学校の計画を記した希望調書を審査するのだから、総額だけ決めて学校の自主性に任せてよいと考えられるし、不適切な支出の心配があるのなら、令達後の予算の執行状況を報告させ検証すればよいと考えられる。 各学校へ令達した後の執行状況を何も確認しないで固定的な予算の決め方をしていたのでは、十分な効果を発揮できないことにもなりかねないし、横断的かつ無意識に行われている事業間の同一節の予算流用を加速させることになり適切ではないと考える。	適時、予算令達先の学校に執行状況や事業計画の変更の有無等を調査し、令達予算について学校間の過不足調整を行うとともに、必要に応じて予算補正を行い、より学校の自主性を重視した効果的な事業の実施をすることとした。

		［予算外支出の負担について（五戸高校）］ 事業費不足により、需用費の一部を高等学校管理費で負担している。本事業は、まさに地域に密着した教育活動であり、その内容も県教委が開催した生徒発表会において高く評価されたところである。このような成果に対して事業費予算上の措置が講じられていないことについては非常に残念であるし、高等学校管理費から支出することなく、他校の予算執行状況を勘案して余剰額等を活用するなどにより事業費予算の追加令達を検討してもよい事例であったと思うところである。事業の実施主体に何らかのインセンティブを与えることで、事業予算の効果的かつ効率的な執行及び有効な成果の享受が可能になると考える。	適時、予算令達先の学校に執行状況や事業計画変更の有無等を調査し、必要に応じて令達予算について学校間の過不足調整を行い、事業予算の効果的かつ効率的な執行をすることとした。
		［事業の成果物の保管について（三本木農業高校）］ インターンシップの各生徒の活動報告書は、担当者がいなかったため現物を確認することができなかった。生徒が他の生徒のインターンシップの様子を知るため自由に閲覧できるように、担当教諭等のみの管理下に置くのではなく、容易にアクセス可能な整理が望まれる。	インターンシップの報告書等については、すべての学校で印刷し、受け入れ先企業へ持参又は郵送するとともに、活動した生徒本人へ配付している。また、多くの学校で他の学年の生徒も閲覧できるように報告書を図書館に置くなどの措置をとっている。 今後、インターンシップを実施する学校においては、多くの生徒が自由に閲覧できるよう図書館に報告書を置くことを徹底した。
特殊教育諸学校就職促進事業	県立学校課【現学校教育課】	［事業別実績値の集計と事業評価について］ 当初予算額から389千円増額になっているが、その令達額変更の決裁承認記録がない。事業別決算額を実績額で表さないと、実際1,138千円を要した事業が749千円で実施できたと誤解され、事業の有効性や効率性の評価が歪められてしまう。現場では非常にニーズの高い有意義な事業であったとの説明を受けた。正しい事業別決算額とともに事業評価を行うことによって、事業の有効性や効率性が評価されるものと考える。	令達事業を実施する各学校に対し、令達予算の本来の目的に沿って適切に執行するとともに、正確に事業別実績を把握するよう周知した。 また、適時、予算令達先の学校に執行状況を調査し、令達予算について学校間の過不足調整を行うとともに、必要に応じて予算補正を行うなど、適切な予算措置を講ずることとし、令達額変更の決裁承認記録の保存を徹底することとした。 決算事務に当たっては、事業の実施内容を踏まえた適切な実績額の把握に努めることとした。
高等学校の定時制及び通信制課程修学奨励金貸与事業	県立学校課【現教職員課】	［就業証明書の記載内容の不備について］ 就業証明書に本人の氏名のないものが１件発見された。担当教諭が受領時に本人のものと確認しているということで、間違いはないと思われるが、氏名のない証明書の効力については疑いのあるところであり、書類上誰の就業証明書かわからず、形式的にも不備である。氏名のない証明書を基に行われた審査自体が適正に行われていたのかどうか疑念が生じることになるため、今後の審査時には十分留意すべきである。	平成20年度の就業状況に係る提出書類の確認において、学校に対しては生徒の提出時に記載事項の確認を徹底するよう注意喚起を図るとともに、担当課においても提出された書類の整合性を十分確認し、事務処理に万全を期することとした。なお、不備書類については、学校を通して本人提出書類であることを確認した。
高校生による青森県とメーン州の交流事業	県立学校課【現学校教育課】	［事業実績の集計について］ 事業に要した支出内容を積み上げると、上記決算額よりも30万円ほど上回ることがわかった。事業別実績を把握することは今後更なる有効な事業となるステップでもある。有意義な事業として継続するのが妥当とするならなおのこと、正確な実績数値、事業の意義と費用対効果を示す必要がある。	今後は、事業の実施内容を踏まえた適切な実績額の把握に努めることとした。
語学指導を	県立学校課	［他事業費の同一節間の予	令達事業を実施す

		開催日より60日以内、など）を明確にしておくことも重要と思われる。	
各種研修等負担金	県立学校課【現学校教育課】	［ＡＬＴの日本語研修予算について］ ＡＬＴの日本語研修予算については、平成16年以来毎年度予算計上しているが、参加実績は毎年度ゼロである。県から参加を呼びかけるあるいは高校側から指導助手の状況に応じて推薦させるなどの方法により、外国語指導に必要な日本語スキルの向上を図り、外国語指導に役立つことにもなることから、参加者確保のための工夫の検討が望まれるところである。	自治体国際化協会が実施する日本語研修の受講者については、これまで受講の希望者があった場合に派遣していたが、今後は平成20年度から、ＡＬＴの日本語スキルの向上を図るため、学校教育課において、ＡＬＴの中から受講者を選定することとし、平成20年度は１名の派遣を決定した。
10年経験者会議出席者旅費	県立学校課【現学校教育課】	［ＰＴＡ会計から支払われた教員の旅費について（百石高校）］ 私費会計であるＰＴＡ会計を閲覧したところ、校長の旅費とは別に本事業の名目で教員の旅費の支払いが確認された。本事業は管理者である校長等が出席するための旅費を令達したものであり、10年研修の対象となる教員の旅費は対象外である。おそらくは対象教員の旅費をＰＴＡ会計から支出したものと判断されるが、県の旅費規程に基づく旅費をＰＴＡ会計が負担する合理的根拠は見当たらないと考える。まずはＰＴＡ会計の負担する支出内容を明文化した規約を作成し、それに準拠して会計事務が行われる必要がある。当然、旅費等に関する規程は、ＰＴＡが規約等の中で定めるべきものであり、県の基準に準拠する必要はないと考える。	今後は事業の内容や趣旨等を踏まえた適正な旅行命令に努めることとする。 また、旅費に関する規程については、現行のＰＴＡ旅費支給規程に加え、「旅費支給基準」を新たに整備し、事務処理の適正化を図った。
		［旅費請求書の作成について（五所川原高校）］ 会議の実施が４月12日であるが、旅費請求（精算）	職員の旅費については、平成19年度から支給手続が変更され、総務部人事課に

行う外国青年招致事業	【現学校教育課】	算流用について（三八教育事務所）］ ＡＬＴの共済費について、一部を臨時職員の共済費に充当して使用している。同じ節の中での流用であるためルール違反ではないが、予算統制が機能しない状態である。事業予算制度を採用している以上、事業別の実績把握が望まれる。	る各教育事務所等に対し、令達予算の本来の目的に沿って適切に執行するとともに、正確に事業別実績を把握するよう周知した。
		［令達先でのＡＬＴ事業について（八戸商業高校、野辺地高校他）］ ＡＬＴの実質的な稼働時間にムラがあるようであり、県全体で、担当エリア、要請校の数を再検討する必要があるように感じられた。県としては、予算の許す限りＡＬＴを増やしたい意向があるようだが、いたずらにＡＬＴの人数を増やして、授業に参加していないＡＬＴを増やしても、事業効果は上がらないと思われる。	市町村教育委員会へ配置されるＡＬＴの状況を踏まえた上で、各学校の訪問要請の実態を把握し、訪問予定の学校編成を見直す等して、ＡＬＴの稼働時間の平準化・効率化を図り、適正配置した。
各種研究大会開催費負担金	県立学校課【現学校教育課】	［実績報告書の受領遅延について］ 共催負担金を拠出した大会については、共催負担金取扱要領において「事業完了後１ヶ月以内また平成19年４月10日のいずれか早い期日」までに実績報告書を提出し、概算払いにて交付した負担金の精算・確定を求めている。しかし、負担金を拠出した９大会のうち７大会については、期限を徒過しての提出となっており、取扱要領に準拠しない事務手続となっている。契約に従い、適時の精算が求められる。また、収支報告書の作成をもって事業の完了として取り扱う運用がなされているように見受けられるが、それでは４月10日までに精算すればよいことになり、早期の確定精算ができない。今後は、契約書上に事業完了の定義（大会	事業完了日を「対象事業の事業費が確定した日」とし、提出期限を厳守するよう関係団体に対し通知した。

		書の作成された日付けが５月２日であった。旅費の精算は適時に請求・精算事務を行うことが望ましいと考える。	おいて集中処理されることとなり、請求・精算事務は本人がパソコン入力するよう簡素化された。 所属職員には、早期の復命の励行を促し、より速やかな事務処理を行うよう注意を喚起した。
学校体育実技研修事業	スポーツ健康課	［他事業費の同一節間の予算流用について］ 冬季学校体育実技講習会の予算が課の他事業に流用されている。同一節間の予算流用は違法・不当ではないが、事業別予算を無意味なものとすることから、望ましいことではない。	予算要求の際には、実績額を踏まえた要求額とするほか、年度途中で予算の過不足が生じる場合には、関係課と適宜、補正予算、変更事項等への対応等について協議を行うこととし、予算執行の透明性を確保することとした。
健康診断事業	スポーツ健康課	［請求書日付と支払日について（浪岡高校）］ 健康診断の検査実施機関からの請求書の日付から３週間以上経過して受付がなされている。請求書の受付事務は、支払日に直結するため、滞りのないよう注意を払い行う必要がある。	浪岡高校では、担当者間の連絡を密にして、速やかに請求月日等内容を確認した上で受理することとし、複数人によるチェック体制を整えた。 また、スポーツ健康課では、適正な財務事務の執行について、注意喚起を図った。
		［他事業費の同一節間の予算流用について（教育庁）］ 本事業の予算が課の他事業に流用されている。同一節間の予算流用は違法・不当ではないが、事業別予算を無意味なものとすることから、望ましいことではない。	予算要求の際には、実績額を踏まえた要求額とするほか、年度途中で予算の過不足が生じる場合には、関係課と適宜、補正予算、変更事項等への対応について協議を行うこととし、予算執行の透明性を確保することとした。
		［他事業費の同一節間の予算流用について（名久井農業高校）］ スポーツ健康課から役務費として令達されているが、他事業に流用されていた。本来は事業別に予算組みされ、事業別に決算報告されるべきである。	平成20年度から、年度途中に令達額の執行状況の調査を行い状況を把握することとした。今後、予算の過不足が生じる場合には、関係課と適宜、補正予算、変更事項等への対応について協議を行うこととし、予算執行の透明性を確保することとした。
		［尿検査の委託費について（八戸工業高校）］ 生徒の尿検査委託料は八戸市学校薬剤師会と公益法人であることを理由として随意契約により締結している。本団体は長い歴史と伝統を誇る任意団体であり、公益法人ではない。たとえ公益法人だとしても無条件に随意契約できるとは思えない。むしろ、他に契約をする適切な事業者が存在しないとか、最も低額の単価であることは明らかであることを理由にすることが現実的な対応であると考える。	八戸工業高校では、今後随意契約とする理由を「他に契約をする適切な事業者が存在しない」に改めた。 また、スポーツ健康課では、適正な財務事務の執行について、注意喚起を図った。
		［尿検査の委託費について（三沢高校）］ 生徒の尿検査委託料については、学校が契約を締結することとなっており、本校は学校薬剤師に随意契約により委託している。薬剤師個人と締結するのであれば、一者随意契約とすることに根拠があるとは思われない。複数の見積を取った上での随意契約とする慎重さが必要であったと考える。最少の経費で事業を実施する観点から、今後は契約にあたって競争環境を積極的に構築する必要があると考える。	三沢高校では、平成20年度から尿検査の実施可能な２者から見積書を徴し、廉価な方の業者と契約を締結した。 また、スポーツ健康課では、今後、県内の検査料を調査した上で、それぞれの学校の状況に応じた、適切な方法により相手方を選定するよう注意喚起を図った。
健康教育推進事業	スポーツ健康課	［事業実績報告書の提出遅延と検査確認について（教育庁）］ セミナー開催委託について、実績報告は事業終了後１ヶ月以内としているところ、５ヶ月近く遅れて報告を受けており、契約書に従っ	今後、同様の事業を実施する際には、「事業終了時」を「対象事業の事業費が確定した日」として事業終了時期を明確にし、委託事業者に対して速やかに報

		一方で、同様の趣旨の事業として合わせて実施するのならば、最初から同一の事業として予算措置すれば良いのではないかとも考えられる。	
夜間定時制高校夜食費補助事業	スポーツ健康課	［夜食費補助の計算について（八戸工業高校）］ 県費の補助は月単位の計算になっていることから、食事をしていない場合でも食事代を徴収していることに対して補助されていることになり、補助の趣旨に合致しない事象が発生している。食事代の計算は本来ならば日割りで行うことが原則である。 そもそも、このような事務に関する規程が全く存在しないことから、まずは夜食費徴収規程・事務取扱規程を作成した上で、それに準拠した事務を適正かつ継続的に行うよう要望したい。	八戸工業高校では、「諸会費に関する規程」を整備し、中途退学等で食事をしない場合には、給食納入業者に停止を依頼して、規程に則り日割計算を行い精算することとした。 また、スポーツ健康課では、補助事業に該当する学校の実態を調査し、適切な会計処理が行えるよう指導していくこととした。
		［夜食費未納者に対する補助について（三沢高校）］ 夜食費は役務の提供を受けた実費相当を徴収することから、未納となる原因は生徒及び家庭側のみにある訳であり、未納状態を放置することは他の生徒に対しても悪影響を及ぼす結果となる。従って、県費を財源とした補助であっても、承諾書をとって適法に交付を差し止め、一部ではあっても未納金と相殺するべきと考えるものである。	三沢高校では、平成19年度の夜食費未納の補助対象者保護者から承諾書をとり、支給額を未納の一部と相殺することとしたほか、平成20年度は未納者がないよう保護者や生徒に電話、通知等で密に連絡をとりながら納入の督促を実施し、必要に応じて面談を行うこととした。 また、スポーツ健康課では、未収金については早い段階から督促に努めるよう学校に要請するとともに、給食費会計については適切な会計処理をするよう指導した。
県立学校給食設備整備事業	スポーツ健康課	［給食設備等整備事業への予算の執行状況］ 本事業の予算が課の他事	予算要求の際には、実績額を踏まえた要求額とするほか、年

		て適時に報告を求めるべきである。 また、医師会へのセミナー委託料の一部20千円が切手代として使用されているが、どのような用途で使用されたのか問い合わせしていない。 委託事業の検査確認において、委託先で合目的かつ適切に執行されたかどうかのチェックをしていないため、本事業の委託費が有効かつ適正に使われたかの検証ができていないばかりか、費用対効果の検証もできていない状態にあるため、改善が必要である。	告するよう指導するとともに、課内のチェック体制を強化することとした。 また、書類検査のみならず、必要に応じた現地調査による検査確認を実施していくこととした。
養護教諭健康教育研修事業	スポーツ健康課	［令達先における事業別実績把握について］ 養護教諭経験者研修と中堅教職員指導実践力向上研修は一部合わせて実施しているが、令達先である総合学校教育センターにおいては、それら２つの事業を分けて把握し予算執行しているわけではなく、事業ごとの実績額を把握していない。予算上事業が分かれているのならば、事業ごとに実績額を把握すべきである。 一方で、同様の趣旨の事業として合わせて実施するのならば、最初から同一の事業として予算措置すれば良いのではないかとも考えられる。	経費区分が異なるため同一事業として予算措置できないことから、令達先である総合学校教育センターに対して、各事業ごとの執行を義務付けさせるとともに、その執行状況を定期的に報告させ、実績額を把握することとした。
中堅教職員指導実践力向上研修	スポーツ健康課	［令達先における事業別実績把握について］ 養護教諭経験者研修と中堅教職員指導実践力向上研修は一部合わせて実施しているが、令達先である総合学校教育センターにおいては、それら２つの事業を分けて把握し予算執行しているわけではなく、事業ごとの実績額を把握していない。予算上事業が分かれているのならば、事業ごとに実績額を把握すべきである。	経費区分が異なるため同一事業として予算措置できないことから、令達先である総合学校教育センターに対して、各事業毎の執行を義務付けさせるとともに、その執行状況を定期的に報告させ、実績額を把握することとした。

		業に流用されている。同一節間の予算流用は違法・不当ではないが、事業別予算を無意味なものとすることから、望ましいことではない。	度途中で予算の過不足が生じる場合には、関係課と適宜、補正予算、変更事項等への対応について協議を行うこととし、予算執行の透明性を確保することとした。
地域スポーツフェスティバル開催費補助事業	スポーツ健康課	［教育庁内の任意団体の金銭保管について］ 補助金交付先の任意団体事務局はスポーツ健康課内に設置されており、事務局の預金通帳の印鑑はグループリーダーが保管し、預金通帳は担当者が保管している。 県出納課の指導により県の金銭ではないとの理由から、県の金庫は使用していないが、紛失・盗難のリスクが高いため、現体制を継続する場合には、封筒などで区分して金庫内に保管すべきである。	今後、同様のケースが発生した場合は、課の公金保管用金庫とは別に施錠できる保管場所に各預金通帳を保管することとした。
各種体育・スポーツ大会開催費の助成	スポーツ健康課	［事業実績報告書の提出遅延について］ 協定書上では、大会の実績報告は事業終了後１ヶ月以内としているところ、期限内に提出しているものは半分に留まっている。 中学校体育大会については、概算払いにもかかわらず、すべて大会終了後１ヶ月を過ぎての報告となっており、協定書の違反が見られることから改善が必要である。	事業実施者から提出される事業計画書に、当該大会終了後に実施される会議の開催や事業精算などの関連業務についても記載を求め、「事業終了時期」を「対象事業の事業費が確定した日」として事業終了時期を明確にし、事業実施者に対して速やかに報告するよう指導した。
スポーツコミュニティ推進事業	スポーツ健康課	［スポコミ指導員の出勤簿について］ スポコミ指導員の出張に関する「復命書」と「出勤簿」の勤務時間が不整合な事例が複数発見されており、出勤簿の操作が行われたものと推認される。 報酬や旅費の支給の根拠ともなる証拠書の操作であり、極めて不適切な事案である。	本事業は平成18年度で終了済みであるが、後継事業である「広域スポーツセンター運営事業」において、同様の非常勤職員を任用しているため、次の対応をした。 当該職員の勤務管理は、平成19年度より従前の紙の割振表（出勤簿）からオンラインの統合庶務システムに勤務管理の方法が切り替わっており、これを活用しながら厳正に勤務管理を行っている。
		［復命書の作成と旅費請求事務の遅延について］ 出張した期間を大幅に経過した日に復命書が提出され、さらに１ヶ月以上経過してから旅費請求書が提出されている事例が数多く発見された。教育委員会職員服務規程に基づき、速やかに復命書を作成し、教育長に提出しなければならない。	本事業は平成18年度で終了済みであるが、後継事業である「広域スポーツセンター運営事業」において、同様の非常勤職員を任用しているため、次の対応をした。 週３日出勤の非常勤の専任指導員が、時期を集中して市町村訪問を行ったために、その後の報告書作成が遅れ、結果的に復命書の提出に時間を要したものであるが、業務の優先順位には配慮しながらも、できる限り早期に復命書を提出できるように職員に指導するとともに、グループ内での確認を強化することとした。
		［他事業費の同一節間の予算流用について］ 本事業の予算が課の他事業に流用されている。同一節間の予算流用は違法・不当ではないが、事業別予算を無意味なものとすることから、望ましいことではない。	本事業は平成18年度で終了済みであるが、後継事業である「広域スポーツセンター運営事業」を実施していることから、次の対応をした。 予算要求の際には、実績額を踏まえた要求額とするほか、年度途中で予算の過不足が生じる場合には、関係課と適宜、補正予算、変更事項等への対応等について協議を行うこととし、予算執行の透明性を確保することとした。
		［返戻予算の操作誤り］	本事業は平成18年

		節別決算書上の報酬額について、他事業の報酬から差し引くべき返戻額を本事業から控除しており、事業別の実績が誤っている。	度で終了済みであるが、後継事業である「広域スポーツセンター運営事業」を実施していることから、次の対応をした。 決算書類作成の際には、複数人体制でチェックを行うこととし、正確な決算額の算出に努めていくこととした。
		[スポコミ指導員の旅費等] 節別統計集計票に記載された旅費の実績額と、旅費請求書等から集計した額が不一致であり、実績額が正しく集計されておらず、事業別実績の把握の観点から好ましくない財務事務である。	本事業は平成18年度で終了済みであるが、後継事業である「広域スポーツセンター運営事業」を実施していることから、次の対応をした。 予算額を超えた旅費の支出を伴ったため、他事業の予算から流用したことにより、額の不一致が生じたものであるが、今後、年度途中で旅費の増額等が必要となった場合は、関係課と適宜、補正予算、変更事項等への対応等について協議を行うこととし、予算執行の透明性を確保することとした。
スポーツ科学センター運営事業費	スポーツ健康課	[委託処理要領の条文誤りについて] 青森県スポーツ科学センター運営等業務委託処理要領の中で条文の誤りがあった。委託する業務の範囲を規定する重要な条文であるため、正しく作成すべきである。	平成20年度の業務委託を進めるに当たり、所要の条文整理を行った。
スポーツ選手強化事業費	スポーツ健康課	[事業の継続・補助水準等の検討について] スポーツ科学センターの測定費用分の補助金が使用されていない状況にあるなど補助金の返納額が大きい。目的に向けた選手強化策の効果の測定を行って妥当な補助の水準を決定し、効果的な補助を考えるべきである。	これまで、スポーツ科学センターを予定どおり利用しなかった競技団体から返納される補助金が、実績報告時まで当該競技団体のもとに置かれ、他の競技団体が活用できないという問題を解消するため、今後は県体育協会から各競技団体へ測定等に係る補助金を配分する方式をやめ、各競技団体からの要請を受けて県体育協会が選手に測定等を行わせることとし、効果的な活用を図っていくこととした。
スポーツイベント開催費補助金	スポーツ健康課	[教育庁内の任意団体の金銭保管について] 補助金交付先の任意団体事務局はスポーツ健康課内に設置されており、事務局の預金通帳の印鑑はグループリーダーが保管し、預金通帳は担当者が保管している。 県出納課の指導により県の金銭ではないとの理由から、県の金庫は使用していないが、紛失・盗難のリスクが高いため、現体制を継続する場合には、封筒などで区分して金庫内に保管すべきである。	今後、同様のケースが発生した場合は、課の公金保管用金庫とは別に施錠できる保管場所に各預金通帳を保管することとした。
全国スポーツ・レクリエーション祭開催準備事業	スポーツ健康課	[スポレク祭啓発物品の著作権の明確化について] スポレク祭の開催に向けて県内外に広くＰＲするため、「アップリート君」等を活用した啓発物品作成業務を各広告会社等に委託しているが、請書には製作物品の著作権等に関する記載がなかった。 マスコットを使用したデザインに関する紛争は他県でも耳にすることであり、著作権は県が継承する旨を契約書において明確に記述しておく必要があると考える。	平成18年度の各広告会社との契約時には、所有権が県実行委員会に帰属する旨の説明を口頭で行っていたものであるが、平成19年度の契約からは、仕様書の中に著作権及び使用権が県実行委員会に帰属する旨の文言を盛り込んでいる。
青森県学校保健会運営事業	スポーツ健康課	[職務専念義務の免除について] 学校保健会の運営を援助するために、11名もの職員を１日１時間の免除を与え	平成20年４月より見直しを図り、公務に支障がない範囲で、１人あたり10分から30分、職務に専念す

		ている。事業費予算額300万円弱の任意団体に対して、実際に課人員43名中11名が１日１時間もの時間を費やして事務を行っているとは到底考えられない。団体を支援する必要性は十分に理解できるが、公務に支障の無い範囲で行うのが規則の趣旨であり、事務負担の平準化を目的として最大限の免除時間の承認をもらうことは適切なことではない。今後は、実際の稼働時間を基準に必要最小限の人数、時間に絞り込む必要がある。	る義務の免除により学校保健会事務局の職に就くこととした。
		［学校保健年報作成事業について］ 学校保健年報については、学校保健会の事業からはずして希望者から有料で購入してもらう取引形態になっている。そのため事業予算上はこの印刷費が計上されていない。この形態では、印刷委託費も徴収した書籍代も学校保健会の決算書に含まれないこととなり、任意団体の情報公開や内部統制の観点から問題がある。 決算報告書は適正とする監事の監査報告はあるが、本来ならばこの年報作成事業に係る収支決算についても監事監査の対象とすべきであり、任意団体の金銭管理の観点からも、本会計の外で金銭の出入りがあること自体が適切ではないし、現金の管理体制も不透明である。	会計の明確化を図るため、学校保健年報の収支予算書及び収支決算書を作成し、監事監査の対象に加えた。
重要物品等の管理状況	青森県立弘前実業高等学校	［（弘前実業高校）］ ピアノについては、価額が低いことから重要物品のリストに掲載されていない。その現物実査を行った結果、整理番号10-8,3.1のヤマハグランドピアノG3型について、現物に添付されているべき備品シールがなかった。また、10-8,3.2のアップライトヤマハU2Hについて備品シールは添付されていたが、品名のみの記載で整理番号等の記載がなかった。備品シールについても必要な記載と添付を行い、リストと現物の有機的結合を図り、もって効率的な資産管理に資するよう努めるべきである。	弘前実業高校では、速やかに指摘のあったピアノ２台について、備品シールを作成し、貼付した。 また、学校施設課では、平成20年４月17日に行った県立学校事務長会議において、物品の適正な管理について周知した。
	青森県立青森工業高等学校	［（青森工業高校）］ 備品の現物実査を行うために備品出納票を査閲したところ、産業振興法のコードのみが記載され、通常の整理番号の記載がないなど、統一的なルールで整理番号が付番されていなかった。有効かつ効率的な資産管理を行うためには、整理番号を秩序整然と付番する必要がある。	青森工業高校では、備品出納票に整理番号を付番するとともに備品には備品シールを再貼付した。 また、学校施設課では、平成20年４月17日に行った県立学校事務長会議において、物品の適正な管理について周知した。
	青森県立五所川原高等学校	［備品等のラベルについて（五所川原高校）］ 平成12年12月12日に2,215千円で取得したヤマハピアノについて、現物に貼付されているべき管理用のシールが貼られていなかった。ルールに従い速やかに貼付し、資産管理の確実性を図る必要がある。	五所川原高校では、速やかに指摘のあったピアノに備品シールを作成し、貼付した。 また、学校施設課では、平成20年４月17日に行った県立学校事務長会議において、物品の適正な管理について周知した。
	青森県立弘前実業高等学校	［（弘前実業高校）］ 重要物品について現物の実査を行ったところ、対象として抽出した全てについて現物を確認できた。しかし、昭和60年３月15日に1,142千円で購入した土壌消毒器はすでに古く、使用できないものであり、廃棄処分の手続きを行うべきものと判断される。	弘前実業高校では、平成20年９月３日までに使用できなくなった土壌消毒器の処分の手続を行った。 また、学校施設課では、平成20年４月17日に行った県立学校事務長会議において、物品の適正な管理について周知した。
	青森県立青森工業高等学校	［（青森工業高校）］ 下記に示した物品は、古くなり使用できなくなっており、廃棄処分が妥当と判断される。 ①　計算機　昭和56.1.20取得	青森工業高校では、当該重要物品のうち①計算機及び⑤計算機は使用に耐えないため平成20年７月24日までに処分の手続を行った。その他の

		今年度末現在高3,000千円 ②　油圧実験装置　昭和48.3.15取得 今年度末現在高1,200千円 ③　歯切り盤　昭和45.12.9取得 今年度末現在高2,150千円 ④　万能工具研削盤　昭和42.3.24取得 今年度末現在高1,324千円 ⑤　計算機　昭和60.12.9取得 今年度末現在高3,075千円	②油圧実験装置、③歯切り盤及び④万能工具研削盤は購入から相当年数が経過しており修理部品が入手できない状況であるが、調整等により実習装置として十分使用できることから、故障し修理不能になるまで活用することとし、平成20年８月20日までに調整等を行った。 また、学校施設課では、平成20年４月17日に行った県立学校事務長会議において、物品の適正な管理について周知した。
支払処理	青森県立百石高等学校	［誤った日付の請求書に対する支払について（百石高校）］ 証拠書綴りを通査したところ、平成17年８月21日の日付の請求書に対して18年度に支払いが行われた事例が発見された。おそらくは請求書の日付誤りを発見できずに支払いがなされたものと推測されるが、支払事務は確実に行う必要がある。	百石高校では、平成18年８月11日起案の物品購入に係るものについて、業者に「平成17年８月21日」の請求年月日が間違いであることを確認し、「平成18年８月21日」へと訂正した。今後複数の職員で確認・審査を行い、適正な支払事務に努めることとした。 また、学校施設課では、平成20年４月17日に行った県立学校事務長会議において、適正な財務事務の執行を行うよう周知した。
切手の管理	青森県立大間高等学校	［切手の在庫数について（大間高校）］ 切手の在庫数について、120円切手が３枚不一致となっていた。事務担当者が使用したことを失念したということであったが、払い出しする時には必ず受払簿に記入するよう指導を徹底していただきたい。切手残高については、金額ベースで166千円であった。学校規模から判断して多いと感じるが、年度末に58千円分を購入していることが原因である。受払実績や今後の需要を踏まえ、年度末においては適正数量の残高にすることが望ましい。	大間高校では、切手を払出しした日に郵便切手出納簿の切手の残枚数を確認することとし、また、受払実績や今後の需要を踏まえ、年度末において適正数量の残高にすることとした。 なお、学校施設課でも、平成20年４月17日に行った臨時事務長会議において、物品の適正な管理について周知した。
	青森県立野辺地高等学校	［切手の現物管理（野辺地高校）］ 切手の帳簿上の枚数が実在数より少なかった（100円切手２枚）。切手台帳の受払締切後に払い出しの要求があり、担当職員が個人で所有する切手にて代用したためということであった。 しかし、該当する払出日付は11月16日、突合したのは20日午後であり、そのような理由があったにしても時間が経過しすぎており、妥当ではない。また、切手のような金券類は、不正防止の観点から金銭同様日々実査の実施が望まれるが、前日19日に実査を行っていたとすればこのような不一致は起こりえないはずである。	野辺地高校では、切手の在庫管理を徹底し、個人所有の切手を代用することがないよう、受払いの確認徹底や定期的な帳簿と現物の突合等適正な切手の管理に取り組むこととした。 また、学校施設課では、平成20年４月17日に行った県立学校事務長会議において、物品の適正な管理について周知した。
事業費予算実績に関する課題	教育庁全般（教育政策課）	［事業単位の予算管理統制が十分ではない］ 予算科目の節間の流用や、異なる部署間の予算の移動等は厳格に制限されており、実施する場合には一定の手続が必要であるが、同一部署における事業間の流用は特に制約がなく、事業を意識せずに予算の執行が可能である（流用とは認識しておらず、共通的な経費や間接的経費の割り当てとの認識である）。	今後、予算要求に当たっては、実績額を踏まえた要求額としていくほか、当初予算に過不足が生じることとなった場合には、関係課と適宜、補正予算、変更事項等への対応について協議を行うこととし、予算執行の透明性を確保することとした。
財団法人青森県育英奨学会の概要	財団法人青森県育英奨学会	［資産総額の変更の未登記について］ 公益法人には設立登記、変更登記などの各種の登記が義務づけられている。民法第34条の公益法人は、民法第46条の２の規定に基づき、資産の総額に変更を生	平成20年６月25日開催の（財）青森県育英奨学会理事会で承認を受け、平成20年７月16日に変更登記を行った。

じた時には変更の登記を行わなければならないが、本法人は設立時の250万円のままとなっている。ここにいう資産の総額とは、積極財産から消極財産を控除した純財産であるとされており、すみやかに変更登記を行う必要がある。

［公益法人会計基準への準拠性について］
⑴　繰越収支差額の不一致について
　本法人の過去３年間の決算報告書を監査した結果、各年度間の繰越収支差額が不一致であることがわかった。原因は各年度末現在の未収寮費、未収返還金の会計処理誤りによるものである。
　このことは、会計事務及び計算書類作成事務が事務担当者任せになっていて、内部統制・牽制機能が働いていないことの証拠でもある。適正な会計処理について習熟し、次年度以降の決算報告書に誤りのないよう指導を強化する必要がある。

　平成16年度から平成18年度の各年度末現在の未収寮費、未収返還金の会計処理の誤りについては、収支計算書を是正し、平成20年６月、青森県育英奨学会理事会に報告した。
　今後は、事務局内での相互チェック体制の強化を図り事務処理に万全を期するとともに、適正な会計処理の習熟に努める。
　また、平成19年度決算における年度間の繰越収支差額は一致している。

［公益法人会計基準への準拠性について］
⑵　計算書類の注記事項について
　旧公益法人会計基準第８の１において、計算書類には法人の以下の事項を注記しなければならないが、本法人の計算書類には注記事項が記載されておらず、同会計基準に準拠しないものとなっている。新公益法人会計基準の財務諸表は外部報告目的が強化され、更に多くの注記事項の記載が求められている。本法人においても、会計基準に準拠した財務諸表の作成が求められる。

項目	該当の有無	記載状況
①資産評価の方法、固定資産の減価償却、引当金の計上基準、資金の範囲等計算書類の作成に関する必要な会計方針	○	記載なし
②重要な会計方針を変更した場合に、その旨及び変更による影響額	該当なし	－
③基本財産の増減額及びその残高	○	記載なし
④担保に供している資産	該当なし	－
⑤次期繰越収支差額の内容	○	記載なし
⑥直接法により減価償却をした場合の資産の取得金額、減価償却累計額及び当期末残高	○	記載なし
⑦保証債務	該当なし	－
⑧正味財産増減計算書を省略する場合等の重要な科目別増減額	該当なし	－
⑨その他公益法人の収支及び財産の状況を明らかにするために必要な事項	○	記載なし

　平成19年度決算から、収支計算書に「計算書類に対する注記」として注記事項を記載した。

［県職員の職務従事について］
　県職員が派遣される公益法人等は、人事委員会規則６-18第２条別表に定める12法人に限定されている。

　平成20年４月より見直しを図り、公務に支障がない範囲で、１人あたり10分から30分、職務に専念する義務の免除により

		本法人はその12法人に含まれていないが、職専免の承認を受けて本法人の職務に従事している県立学校課の職員４名は、法人の業務に専ら従事させるために派遣するものではないため、派遣に該当しないという判断であるとのことであった。監査人としても明らかに違法状態にあるとは言えないと判断したが、もし４名もの県職員が１日１時間必要な業務であるならば、全体として相当の業務量を公務員がこなしている実態があることから、法に抵触しないとはいえ、法の理念から判断すると適切な義務の免除とは思えない。逆に、職専免の時間は毎日１時間とされているが、勤務時間に占める従事時間が職務実態に比して長すぎる可能性もあることから、公務に支障がない範囲で、より稼働実態に合った従事時間とする必要があると考える。	（財）青森県育英奨学会事務局の職に就くこととした。
		［監査を受ける体制・意識について］ 個人情報は法律により保護されるべきものであるが、監査を実施するために必要な資料は監査人に対して提出する義務がある。一定額以上の公益法人は公認会計士等の外部監査を受けることが要請されていることは周知のことであるが、本法人は基準値に該当するにも関わらず外部監査を受けていないため、監査対応については著しく不慣れであることが推認された。当然、外部監査人は守秘義務を負っており、その保管方法や利用方法について意見交換をした上で、監査実務に支障が生じないよう協力が必要である。 また、前年度の退職給与引当金の個人別残高も提出を依頼したが、ファイルを更新したために提出できないとのことであった。会計帳簿の保存期間は、公益法人会計基準において最低10年間に法定されているため、遵守されなければならない。	会計帳簿の保存に当たっては、公益法人会計基準の遵守の徹底を図り、事務処理に万全を期することとした。 なお、今後同様の監査が実施される場合は、監査実務に支障が生じないよう協力することとする。
青森県学生寮運営事業	財団法人青森県育成奨学会	［長期未収金について］ 入寮費等について、多額の未収金が存在している。 （単位：千円） （下表参照） この２名に対しては、これまで以上に積極的に督促事務作業を行うべきであり、法的手段を講じることも視野に入れて回収努力をしなければならない。会計的には、貸倒懸念債権として貸倒引当金の計上が必要である。	貸倒引当金の計上基準を制定のうえ、平成19年度決算に貸倒引当金を計上し、平成20年６月25日開催の（財）青森県育英奨学会理事会の承認を受けた。 なお、自宅訪問等により確認した生活状況は非常に厳しいところであるが、少しずつでも支払っていく意思はあるので、今後も督促事務を継続して行うこととした。
高校奨学金貸与事業	財団法人青森県育英奨学会	［貸付金の相手先別内訳の保管］ 平成18年度末日の貸付金の相手先別内訳が一覧できる資料提出を求めたところ、同日現在の帳簿・資料が保存されていないため、提出を受けることができなかっ	毎月末の残高に対応する相手先別内訳について、データ及び出力用紙をもって保管することとし、事務処理に万全を期することとした。

氏名	種別	対象年度	未収金金額	摘要
個人①	入寮費	平成９年度	30	総額1,138千円。親が自己破産し、本人はフリーターである。奨学金にも未収金がある。連絡はとれているが、回収は難しい。
		平成11年度	30	
	寮費	平成８年度	228	
		平成９年度	300	
		平成10年度	250	
		平成11年度	300	
個人②	入寮費	平成11年度	30	総額160千円。本人は支払ったと主張しているが親が使い込みをした、とのことで、親の生活が苦しく支払は難しい。平成17年度までは少しずつ入金してきたが、最近は経済状況が悪く支払えない。
	寮費	平成10年度	30	
		平成11年度	100	
２名合計			1,298	

		県の財政再建に貢献するべく、これまで以上の積極的な販売活動が必要だと考える。 売却損失が生じる場合であっても、老朽化して入居見込の無い教職員公舎を保有し続けることのメリットはほとんど無いことを十分理解する必要がある。県土全般の地価が毎年下落し、資産価値は年々減少しており、有効利用の観点からも、行政改革により教職員総数は今後減少することが予測できる。よって、仮に落札者が現れない場合には、再度予定価格を計算し直してでも、できる限り早期に売却することを念頭に置く必要がある。	
県立学校課【現学校教育課】	［入学者選抜手数料の歳入計上漏れについて（教育庁）］ 入学者選抜手数料について、平成18年度歳入の計上漏れが発見された。選抜手数料は志願者数と比例して計上される性質のものであり、歳入決算上、手数料収入に計上されるべき概算金額は簡単に求められる。決算数値があるべき金額と不一致であれば、学校に報告漏れの有無について調査依頼を行うべきであるが、行われていないために収入未済が発見されたものである。県立学校課は県立高校の歳入歳出の全般的な総括を行うべき立場にあると考える。この点、授業料については予め生徒数に応じた調定を行うことで、収入未済を発見するシステムができている。手数料についても授業料に準じた収入未済を発見するための手続きをルール化・マニュアル化する必要がある。	平成20年度（平成19年度歳入）から、学校教育課において、適時、各県立学校ごとに志願者数に応じた入学者選抜手数料の額と歳入予算経理表を照合し、不一致の場合は、該当する県立学校に報告漏れの調査依頼をすることにより、入学者選抜手数料の歳入計上漏れを防止することとした。
青森県立百石高等学校	［入学者選抜手数料の歳入計上漏れについて］	入学事務において、事務部で証紙の消印
		た。奨学金貸与事業を実施する上で、債権管理台帳の保存は必要不可欠であり、会計帳簿として法定保存期間も規定されている。今後は奨学金の返還開始に備えて、専用ソフトの導入も検討されているところであるが、導入までの期間においては、たとえば毎月末の残高に対応する内訳データを保存する、又は紙ベースで出力して保存する方法などにより、財務数値残高の検証可能な態勢の整備が強く望まれる。	
		［職員出勤簿について］ 期限付臨時職員の給与は、出勤簿に基づき、前月22日から当月21日までの分の出勤日数集計を行い、日額単価を乗じて給与計算を実施し、支給している。高校奨学金貸与事業に従事する職員の出勤簿及び給与計算資料を照合したところ、出勤簿に押印がないにもかかわらず給与が支給されている例が発見された（１名分、平成18年５月16日及び７月31日）。出勤事実はあるものの、押印がもれてしまっているとのことであったが、給与計算事務のチェック体制が機能していないと思われる。このような誤った財務事務が発生しないよう、給与計算事務の相互牽制手続を徹底する必要がある。	事務局内のチェック体制を強化し、賃金の支出伺に出勤簿を添付して決裁を得ることとし、事務処理に万全を期することとした。
歳入事務	学校施設課	［不動産売却の進捗状況について］ 教職員公舎の土地台帳評価額は、学校施設課管理分で657,508千円、県立学校管理分は1,996,787千円である。このような巨額の財産の一部を遊休化させている状態については、早期に解消する必要があると考える。公舎廃止計画上は平成20年度４公舎、平成21年度４公舎の売却を予定しており、	未利用財産の売却促進を図るため、知事部局・教育委員会・警察本部の土地建物の一括売却並びに売却窓口の一本化を実施するとともに、戸建て物件の需要開拓と不動産取引に係る専門業務への対応として、一部業務の民間委託を実施している。

	本高校は、平成19年３月８日から３月12日までに受理した後期選抜入学願書に係る入学者選抜手数料について、証紙整理票の作成を失念しており、月末に証紙整理票の作成をする際にも気づかず平成19年３月分証紙報告を行ったため、入学者選抜手数料59,400円（出願者数27名分×2,200円）が計上漏れとなっていた。 証紙は現金還付が直ちにできるものではないが現金等価物であり、それが一担当者の下に置かれ、誰にも気づかれずにそのまま放置され続けていたことは、学校事務の適正性の欠如と内部統制の脆弱性を示す非常に問題の大きい事案である。 今後の改善策として、事務部で証紙の消印時に証紙整理票を作成・確認し教務部に書類を渡すようにすれば、事務部と教務部との連絡は１回で済み、書類授受の失念等も発生しないように思われる。今後は、入試事務に係る事務フローを見直し、事務部と教務部との連携をより綿密にして教育庁への報告事務を適正化する必要がある。	時に証紙整理票を作成・確認し教務部に書類を渡すよう改善した。今後は、入試事務のみならず他の財務事務においても、事務部以外との連携が必要な場合は、相互に事務処理の共有化を図り、学校事務の適正化に努めることとした。
	[証紙消印の訂正について] 後期選抜の入学願書の証紙消印日につき訂正処理がなされているものが散見された。消印日は手数料収入の計上基準日となる重要なものであるため、書類の受付時に直ちに消印すべきであり、後日まとめて処理することは日付間違いや恣意性の介入を誘引することになり、事務処理の適正性と内部統制の観点から望ましくない。日々の業務において管理職等によるチェックを行い、適正な事務手続が行われるよう徹底する必要がある。	事実発生日に直ちに証紙消印を行うよう改善した。今後は、管理職を中心に相互に事務処理状況の把握に努め、正確性等を確認しながら日々における事務処理の適正化を図ることとし、平成19年度分については、前後期試験とも確実に消印を完了させた。

青森県立大間高等学校	[公文書等の書類作成誤りについて] 授業料免除に関する監査を行った結果、公文書等の記載誤りが散見された。 いずれも原因は前年度の同内容の文書を基に作成した結果、生徒名等の情報は更新しても、期間に関する情報の更新を失念したものと考えられる。これらは軽微な誤りとは言えず、文書内容を直読すると前年度の未収授業料に充当するようにも受け取られかねない。これを基にした保護者の同意書の効力すら疑わしくなると考えられる。今後は学校事務にこのような誤りが発生しないよう、十分な注意が必要である。	大間高校では、指摘された公文書の記載誤りについて修正を行うとともに、今後、公文書等の記載誤りを無くするため、複数職員によるチェック体制とすることとした。 また、学校施設課では、平成20年４月17日に行った県立学校事務長会議において、複数職員により確認を行う等、チェック体制の強化に努めるよう周知した。
	[証紙消印の訂正について] 消印日付２月７日のものは全て、一度３月７日の印が押印され、後日３の部分のみ２の印が上から押し直されている形跡があった。証紙消印の入力事務は適正に行われていることから、単純な押印誤りであると推測はできたが、訂正方法については適切とは思えなかった。最も適切な訂正方法は、一度押印した消印をバツ印で消し、正しい消印を押印した後、訂正事務手続の実施者の押印と事務長の承認印を押印する方法である。今後消印の押印誤りが発生した場合には、最も適切な方法で対応をお願いしたい。	証紙消印を誤って押印した場合は、一度押印した消印をバツ印で消し、正しい消印を押印した後、訂正事務手続の実施者の押印と事務長の承認印を押印するようにした。 また、再発防止のために消印前に再度日付の確認を徹底した。
青森県立五所川原高等学校	[授業料の徴収印押印もれについて] 定時制の授業料を徴収済みにもかかわらず、徴収簿に徴収印が押印されていないものが１件あった。単純な押印漏れであり、県への報告は適切に行われているが、事務処理は確実に行われなければならない。	五所川原高校では、速やかに授業料の関係書類を確認した上、徴収簿に押印した。 また、学校施設課では、平成20年４月17日に行った県立学校事務長会議において、複数職員により確認を行う等、チェ

			ック体制の強化に努めるよう周知した。
	青森県立八戸工業高等学校	［授業料の現金収納管理］ 授業料の領収証書原符の領収年月日と口座振替未納通知兼領収書（本校独自の領収書）の日付が合っていなかった。 授業料その他費用の徴収は、原則口座引き落としの方法によっているが、一部生徒及び引落不能の場合には事務室の窓口で現金による徴収を行っている。生徒からの徴収時に本校独自の領収書を発行・交付している。口座振替未納通知兼領収書（本校独自の領収書）で現金を受領し金庫に保管、２～３日後に同様式で持参した現金を合算し領収証書原符を作成し払込みしたため、日付が異なっていた。	八戸工業高校では、授業料と私費の区別を明確にし、授業料については財務規則で定められた領収証書を使用することとするとともに、領収した現金の取扱いについても、財務規則に則り速やかに金融機関に払込みすることとした。 また、校内における現金の取扱いについては、平成20年３月21日付けで全ての県立学校に対して、通知により改めて注意喚起を行った。
授業料減免制度の概要	県立学校課【現学校施設課】	［減免金額の集計誤り（教育庁）］ 弘前中央高校から報告を受けた減免金額について、提出資料の県立学校別減免区分別減免額一覧表に誤りがあることが発見された。原因は県立学校課事務担当者による集計ミスであり、生活保護世帯６人分の免除金額（691千円）が集計漏れとなっていた。授業料減免金額については本県の行政改革推進委員会委員からも説明を求められているように、金額が大きく、県民の関心が高いデータである。したがって、金額の集計誤りには十分気をつける必要があるとともに、集計結果をチェックする仕組みが必要不可欠だと考える。	平成19年度からは、複数職員でチェックし、国への減免実績の報告前に再度確認を行う体制とした。平成19年度の授業料減免者の人数及び金額については、４月に学校に照会し、複数職員でチェックを行い、７月に文部科学省へ減免実績を報告する前に再度確認を行った。
県立高等学校の減免事務	青森県立百石高等学校	［授業料免除後の授業料銀行引落とし額修正の遅延について］ 授業料免除通知（全額）及び還付通知が出され、授業料還付が行われたが、授業料の銀行引落とし額の修正処理が行われず、授業料が銀行引落としになってしまった事例があった。後日、当該事実が明らかになり授業料は返金されたが、保護者にしてみれば、経済的な理由により免除申請しているわけで、誤引落としは甚だ迷惑な行為であるばかりか、学校に対する信頼性を著しく損ねる誤った事務手続きである。授業料免除通知後は、授業料引落とし額の修正を速やかにかつ漏れなく確実に行う必要がある。また、生徒数、免除者数、引落とし依頼件数を照合するなど、修正漏れが事前に判明する仕組みを構築すべきである。	百石高校では、「授業料免除決裁簿」の備考欄に、決裁後における事務処理状況を把握する欄を設け、速やかな事務処理を行うこととした。 また、学校施設課では、平成20年４月17日に行った県立学校事務長会議において、複数職員による確認等チェック体制の強化に努めるよう周知した。
		［生活保護受給継続の確認時期について］ 県教委作成の「授業料免除に係る問答集（平成16年度改訂版）」によれば、生活保護受給世帯の受給継続の確認については年度当初の他少なくとも１回以上確認し、確認の時期は当該免除期間の確定のため３月１日以降に行うこととされている。本校の生活保護受給証明書は、平成19年２月19日現在となっていた。免除期間の確定のためには、この県教委による問答集の記載に従って３月１日以降に行うことが望ましい。	百石高校では、授業料免除に伴う生活保護受給世帯の確認及び確定のため、「授業料免除に係る問答集」に従い、当初と３月中に証明書による確認を行うこととした。 また、学校施設課では、平成20年４月22日に行われた青森県公立学校事務長会研究協議会において、授業料免除の生活保護受給世帯について、３月にも受給継続の確認をするよう周知した。
	青森県立三沢高等学校	［生活保護受給継続の確認時期について］ 高校では、年度当初のほか少なくとも１回以上、福祉事務所に対して生活保護受給世帯の受給継続を確認する必要がある。これは年度内に異動があれば、授業料免除金額が変更になる可能性があるためであるが、翌年度の免除申請時期になれば生活保護受給証明書が	三沢高校では、平成18・19年度分について福祉事務所より生活保護受給証明書を発行してもらい、確認を行った。今後は３月10日ころを目途に福祉事務所に対して、生活保護受給世帯の確認をすることとした。 また、学校施設課

		入手できるとの理由から、高校では生活保護受給世帯の受給継続の確認を実施していなかった。免除対象者が３年生の場合は翌年度には卒業してしまい、対象年度中の異動については本人から報告がない限りは判らず、確認されないことになる。県教委による問答集に従って福祉事務所への生活保護受給世帯の受給継続の確認手続は省略せずに確実に実施すべきである。	では、平成20年４月22日に行われた青森県公立学校事務長会研究協議会において、授業料免除の生活保護受給世帯について、３月にも受給継続の確認をするよう改めて周知した。
		［世帯構成員の確認について］ 「青森県立高等学校授業料及び受講料免除に係る審査基準」によれば、世帯構成員は生徒と生計を同一にする者全員とし、同居していても別生計である場合や別居していても同一生計である場合は状況に応じて判断すること、具体的には授業料免除願、戸籍謄本、住民票により確認するとある。別居していても同一生計である場合もあるわけであり、この確認は口頭で行っているとのことであるが、後日の状況把握を明瞭かつ容易にするためにも、別居家族がいる場合の生計の別について確認時に文章で残すことが望ましい。	三沢高校では、世帯構成員の確認をした場合には、その旨文章で残すこととした。 また、学校施設課では、平成20年４月22日に行われた青森県公立学校事務長会研究協議会において、世帯構成員等の確認した内容は文章で残しておくよう周知した。
	青森県立青森東高等学校	［減免金額の誤報告について］ 授業料等免除状況調査表において、半額免除者１名の免除金額を115,200円と県に報告しているが、57,600円の誤りである。このような誤った報告の背景には、県教委に報告するにあたって高校内部のチェック体制が機能しておらず、決裁手続きが形骸化していることをうかがわせるものである。また、報告を受ける側の県教委についても同じことが言える。高校及び県教委は、再発防止に向けてチェック体制の構築が必要である。	青森東高校では、今後、複数の職員でチェックを行い、再発を防止することとした。 また、学校施設課では、平成20年４月17日に行った県立学校事務長会議において、複数の職員により確認を行う等、チェック体制の強化に努めるよう周知した。
	青森県立三本木農業高等学校	［授業料免除処理の誤りによる歳入計上漏れ及び内部統制の運用状況］ 教育長へ授業料免除申請を行ったもののうち、免除要件を満たさないとして通知を受けたものについて、学校が誤って免除手続を行い、中途まで納付した授業料を返金している事例があった。県教委からの通知文書の記載様式が見誤りやすいとの高校側の主張は首肯しうるものであり、県教委側に記載方法の改善が求められると考えられる。しかし一方で、当該通知文書には高校の教職員10名の押印がなされており、決裁文書上も事務担当から校長まで７名もの決裁がなされている。このことは、高校側のチェック・決裁状況が形式化・形骸化しており、内部統制の運用状況が十分でないことをうかがわせるものである。 高校側は、再発防止に向けて、実効性のあるチェック体制を構築する必要がある。その際には、必要以上の決裁者数の存在が事務負担を増大させ不効率を生じさせる可能性や、責任の分散化によりかえってチェックを形骸化させる可能性についても十分に考慮することが望まれる。	三本木農業高校では、校内における厳正な審査及び十分なチェック体制ができるよう関係職員に対して注意喚起した。 また、学校施設課では、平成20年４月17日に行った県立学校事務長会議において、複数の職員により確認を行う等、チェック体制の強化に努めるよう周知した。 なお、「非該当」の通知の記載方法については、平成19年４月から改善している。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭